

# 目 次

II 学部関係	181～262
1 法学部紹介	
1 沿革と現状	182
2 教育の理念と授業の構成	182
3 進学および卒業	183
4 類制度	184
5 授業科目の配置	184
6 演習の履修	185
7 法学部学習相談室	185
8 定期試験	185
9 留学	185
10 成績優秀者の表彰	186
11 研究者への道	186
12 緑 会	187
2 東京大学法学部規則等	
1 東京大学法学部規則	188
別 表	193
関係諸規則	200
授業科目配置学期一覧表	213
成績評価基準について	215
卒業時期について	215
定期試験について	215
留学中に履修した科目の相当科目・随意科目認定及び外国語科目認定について	215
本学士入学について	216
経過措置について	216
2 法学部成績優秀者表彰規則	224
3 受験者心得	227
4 事務手続上の注意	227
5 法学部学務関係年間行事予定表	230
交通スト等の場合の休講措置	232
防災避難心得	232
教育職員免許状取得についての法学部科目一覧表	233
3 関連規則	
1 東京大学法学部研究室規程（抜粋）	238
2 近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）利用規程（抜粋）	239
3 緑会会則及び施行規則	240
4 法学部名誉教授、元教授、教授、准教授及び講師氏名一覧表	244
法学部授業日程、時間表、演習一覧、教室案内	252

# 1. 法学部紹介

## 1. 沿革と現状

法学部の起源は、1872年（明治5年）7月司法省設置の「法学校」と、1873年（明治6年）4月文部省設置の「開成学校 法学科」に求められる。その後、1877年（明治10年）4月に「東京大学」が創設され、そこに「法学部」が置かれた。そして1885年（明治18年）に、司法省の「法学校」の後身「東京法学校」と、「東京大学文学部 政治学及理財学科」とが、あいついで法学部に合併し、ほぼ原型が確定した。以後、今日まで一貫して日本における法学・政治学研究の中心として機能し、そのことに裏打ちされた高度の教育によって外国人を含む多数の優れた人材を育成し、司法・行政・政治・経済・言論報道、そして学問等の各界に卒業生を送り出してきた。昨年度末で、学部卒業生の累計は、6万名を超えている。

1885年（明治18年）以後の大きな組織的変更を年代順に挙げると、1886年（明治19年）に「法科大学」となり、法律学科と政治学科が置かれた。1908、1909年（明治41、42年）には、経済学科と商業学科が追加された後、1919年（大正8年）にその両学科が経済学部となって独立した。1949年（昭和24年）には、新制の東京大学となり、1951年（昭和26年）に従来の学科に代えて第1類（私法コース）・第2類（公法コース）・第3類（政治コース）の類別制をとった。1953年（昭和28年）には、新制の大学院研究科（はじめ社会科学研究科、のちに分かれて法学政治学研究科）が設置された。そして、1991年（平成3年）、教員は原則として法学政治学研究科に所属し、学部を兼担する等の「大学院重点化」の改革がなされた。また、国立大学法人となった2004年（平成16年）には、法学政治学研究科に、司法制度改革の一環として「法曹養成専攻」（いわゆる「法科大学院」）が設置され、同時に、経済学研究科との連携によって、公共政策学連携研究部・公共政策学教育部（いわゆる「公共政策大学院」）が設立された。これは、組織上、学部とは一応別個のことではあるが、法学部の教育に直接・間接に大きな関連を有する大変革であり、法学部の歴史にとっても重大な意義を有している。2014年（平成26年）には、類別コースを第1類（法学総合コース）、第2類（法律プロフェッション・コース）、第3類（政治コース）に再編し、2017年度（平成29年度）進学生から適用することを決定した。

以上の沿革を経る内に、1877年（明治10年）にはわずか20名だった学部生の数は数十倍に増え、それに対応して教員数と教育研究の対象分野も増加し、今もさらなる充実が図られている。その研究水準は、来訪する外国人研究者が一律に評価するように、国際的に見ても極めて高い。

施設は、教室・研究室・事務室・学生自習室・学生ラウンジ・PCルーム等の他、法学・政治学の専門図書館としては世界屈指のコレクションを有する法学部研究室図書室がある（蔵書約821,000冊、所蔵雑誌約6,100タイトル）。学生は、総合図書館以外に、この図書室も利用できる。また、近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）（新聞約2,100タイトル、雑誌約8,070タイトル）は、明治・大正期の日本で刊行された新聞・雑誌の国内最大のコレクションを有し、広く利用に供している。PCルームにはネットワーク端末が置かれ、自由に利用できるようになっている。なお、法学部には、全国でも例の少ない学部独自の学習相談室が設置され、学習の支援を行っている。

## 2. 教育の理念と授業の構成

### (1) 理念

少なくとも近代社会においては、法と政治は不可欠である。しかも、両者は相互に相互を支えている。政治が法を定め、実現する。そして、法が政治を形造り、導く。両者の基礎には社会があるが、その社会自体が法と政治抜きでは成り立たない。そこに、法学と政治学が対をなすものとして研究され、教育される根本の理由がある。また、法学部の三つの「類」が、後述するように高い壁で仕切られた「学科」ではないことの根拠がある。

法学部学生は、司法・行政・立法という、巨大にして複雑な、そして人々の生活・人生・生命に直接かわる重大な現象を、多種多様な角度から学ぶ。そして法学的知恵や政治学的識見の基礎を、ある程度はその双方を、我が物とすることが期待されている。

それは、法科大学院（本学のそれとは限らない）に進学して将来専ら法律家として生きていこうと考えて

いる学生についても、同じである。すなわち、法学的知恵を身に付け、法律家らしく思考し議論できるようになるためには、まず、基幹的なものから先端的なものまで、広く具体的な法体系を知り、それを支える理論を理解しなければならない。しかし、それだけでは優れた法律家となるには十分でない。現行の法体系の基礎には古代ローマにまで遡る智恵の蓄積がある。一方で日本独特の史的背景もある。それ故、歴史的な理解も必要である。また、日本法の特徴は外国法との比較によって明らかとなる。さらに現代では外国法との接触は日常化している。したがって、比較法的な理解も重要である。さらに、法を基礎付ける哲学的・思想的なものへの理解も望ましい。そして、そもそも法と政治・社会との間の連関と相剋に全く無知であってはならない。経済学の基本も心得ていることが望ましい。このような観点からして、法学既修者として法科大学院に進学することを希望する学生も、狭い意味での実定法学のみをひたすら学習することは、かえって望ましくない。優れた法律家になるためには、広い堅固な基礎が必要であることを十分に自覚して欲しい。

主に政治学を学ぼうという学生においても同様である。現代政治の理解に加え、歴史的・比較的・理論的な広がりや深みの中にそれを置き、さらに法学と経済学の基礎を学ぶことが必要である。そうした多角的な学習によって、単なる党派的な思いこみではなく、かといって単にシニカルな政治評論ではない、冷静な政治学的思考が身に付くのである。公共政策大学院に進学して、将来、公務員などとして政策にかかわる職業に就こうと考えている学生も、東京大学の公共政策大学院が、法学・政治学・経済学を3本の柱としていることの意味に十分思いを致してほしい。

このような理念に基づき、法学部には後述する「成績優秀者表彰」の制度が設けられている。そこでは、「主領域」と「副領域」の双方について、優れた成績をおさめた学生が表彰されるのである。

なお、法学的知恵や政治学的識見は、国家組織だけでなく、ある程度大きな組織を運営し、導き、改革するには、実際上無くてはならないものである。それが、世界中で、法学・政治学を学んだ人々が、法と政治・行政以外の諸分野でも往々指導的役割を果たしていることの原因であろう。現に、この法学部の卒業生も、上述のように、狭い意味の法律家・行政官・政治家になるだけでなく、国内外の広い分野で活躍しており、これからも一法科大学院・公共政策大学院の課程を経ると経ないとにかかわらず一活躍することであろう。多角的な学習は、その点からも意義を有している。

## (2) 授業のあり方

法学部では、このような理念に対応して科目が展開され、卒業に必要な単位数が定められている。学生は、必修・選択必修の指定に従って中核的な科目は必ず体系的に履修しなければならない。しかし、それ以外は、多彩に用意された科目の中から自分の関心・進路の志望等によって自由に選択し、個性的に自分の力を伸ばしていくことが可能となっており、それが期待されている。

授業の方法は、主に講義と演習との二つによる。講義は、様々な規模の教室で教員が語りかけるというのが基本である。その際、資料や種々の教育機器が利用され、対話的な方法が併用されることもある。講義は、体系的な知識を身に付けるにはもっとも有効であり、予習・復習によってその効果はさらに著しく高まる。授業時間外の自習は必須である。演習は、少人数で一つの机を囲み、特定の資料や課題をめぐって報告し、討論するというのが基本である。その演習の主題について、教員や友人と対話しつつ深く学ぶ機会であり、同時に文献を精読し、自ら調査し、発表し、質問し、回答し、議論するといった能力を磨く機会でもある。演習によっては、さらに学術的な小論文を書く訓練や交渉術の訓練も兼ねる場合もある。リサーチペーパーも、指導教員の指導を受けながらこのような小論文を書く貴重な機会である。したがって、講義以上に授業時間外での自主的な学習が重要である。講義とは異なる利点を持つ演習に参加する機会をすべての学生諸君に提供するため、2006年度進学者からは、演習2単位（第3類（政治コース）のみ4単位）を必修としている。

また、通常の講義以外に毎年相当数の特別講義が開設される。これは特定の先端的な課題について、学部の教員もしくは学部外から招聘した講師によって講義されるものである。自己の関心に応じて積極的に受講することを勧める。

## 3. 進学および卒業

法学部における進学・卒業等は、東京大学法学部規則（以下、「規則」という。）の規定による。

法学部に進学した学生は、2年間の修業年数を終え、履修した所定の単位（2016年度〔平成28年度〕までの進学生については90単位、2017年度〔平成29年度〕以降の進学生については80単位）以上の科目の試験に合格したときに卒業する。ただし、その中には、各類の必修科目の全部と選択必修科目中の必要な単位が含まれていなければならない。そして、必修・選択必修以外は、所定の単位に達するまで選択科目によって満たさなければならない。

また、随意科目として、他の学部の授業科目を履修することができ、所定の単位（2016年度〔平成28年度〕までの進学生については12単位、2017年度〔平成29年度〕以降の進学生については10単位）を限度として、選択科目に代えることができる。これによって、学生はその関心に応じて本学で展開されている多種多様な学部科目を履修し、卒業に必要な単位とすることができるわけである。ただし、履修に際しては、法学部長及び関係学部長の許可を受けることが必要である（学生は学務システム上で履修登録を行うことにより許可申請を提出したものとみなす）。

一定の要件の下で、外国の大学等での修学によって取得した単位について、法学部での認定を受けることも可能である。外国の大学等での修学を希望する学生は、法学部学部チームに相談されたい。

卒業時期は、原則として毎年度の学年末であるが、2年間の修業年数を含め所定の卒業資格を満たした場合には、年度途中でなくても卒業を認めるための制度が設けられている。また、高等教育機関において学修を続けることを計画する成績優秀な学生のために、1年間もしくは1年半の修業で卒業できるいわゆる早期卒業も認められている（規則第10条の2）。

なお、法学部の卒業生にも学士入学の制度があり（いわゆる本学士入学）、ある類の卒業生は、入学試験に合格すれば、他の類に入学することができる（その詳細については、「本学士入学について」（216頁）を参照）。この場合、在学期間は1年である（規則第25条第1号）。

#### 4. 類制度

法学部には、上記のように、2016年度（平成28年度）までの進学生については第1類（私法コース）・第2類（公法コース）・第3類（政治コース）、2017年度（平成29年度）以降の進学生については第1類（法学総合コース）、第2類（法律プロフェッション・コース）、第3類（政治コース）の各類が置かれており、学生はいずれかの類に所属する（規則第3条）。それぞれの類について、193～198頁の表にあるような必修科目、選択必修科目が定められている。

しかし、前にも述べたように、類は、他学部の学科のように高い隔壁で区切られたものではない。科目表を検討すれば明らかなように、履修の仕方によって、どの類に所属していても内容上かなり似た学習ができる仕組みになっている。将来の大学院進学や就職についても、若干の対応関係があるにとどまり、どの方向に進むにしても、それほど大きな支障はない。また、各類に定員がなく、進学の際に類を自由に選択できるのみならず、進学後も、学部の指定する期間内に「転類願」を提出すれば、翌年度以降、他の類に転ずることができる。

#### 5. 授業科目の配置

法学部の授業科目がどのように学期に配置されているか、それらの単位数はどうか、また、それらがどの類で必須とされているか、などを表示すれば、213～214頁の表のとおりである。この学期配当は、科目の性質・関係等を考慮して、段階的な履修が無理なく進んでいくように配慮されている（但し、何らかの理由で学期配当が変更になることもあるので、事前の告知に注意してほしい）。そして、始めは、基幹的な、共通に必修の科目が多いため大教室講義が多いが、次第に中小の教室での選択科目中心となっていく。中には人数・形式において演習同様の講義もある。なお、特別講義の単位は、選択科目のそれとして扱われる。

全体に、カリキュラムと授業内容の密度は高い。しかも、定期試験の実施方法と採点は極めて厳格である。この法学部における学生生活は、周知のように相当に厳しいものであり、それだけに「学士（法学）」の学位を得たときの感激と喜びは大きいはずである。

## 6. 演習の履修

2006年度進学者から演習2単位が必修となったため、法学部在学中に、少なくとも1つの演習を履修しなければならない。毎年、ほぼすべての教授・准教授が趣向を凝らした多種多様な演習を開講しており、学生はどの類に属するかにかかわらず、その中から関心のある演習を一学期に一つ選択して履修することができる。具体的には次の要領による。

ホームページ上の「演習一覧表」等から情報を得て、「演習参加申込書」に記入し、期日までに提出する。数日中に演習参加許可者の名簿が発表される。但し、演習の性質上、申込者があまりに多い場合には、「申込書」の記載内容・成績・従来の演習参加経験等により、あるいは抽籤により、参加者をしばらざるをえないことになる。しかし、逆に申込者が少なかった等の理由による追加募集もある。第一回申込みで許可されなかった学生もそれに応募することができるのは無論である。

演習は、上記のように講義と並ぶ授業の柱であるだけではない。例えば学生と教授・准教授が個人的に接し、知り合うことができるのは、何よりも演習によってである。学生同士が新たに知り合う機会でもある。多くの場合、それは学生生活を一層刺激的な、生き生きとしたものに行っているようである。

## 7. 法学部学習相談室

法学部では、1997年9月16日に、学習相談室を開設した。同相談室は、本学大学院（法学政治学研究所）修了クラスの学習相談員と、心理カウンセラーとが互いに協力し、法学部学生の学習面の相談から将来の進路や日常生活上の悩みに至るまで、幅広く相談に応じている。開設場所は法文1号館4階のB5演習室前である。直接の来訪のほか、電話（03-5841-3121）・電子メール（gakushu@j.u-tokyo.ac.jp）での予約も受け付ける。相談内容に関する秘密は厳守される。

学生諸君の身近なところにある相談室なので、気軽に利用してほしい。

開室日：月・水・木・金曜日。ただし、祝日及び年末年始等（詳細は掲示による）は閉室

開室時間：午前9時30分から午後4時30分まで（昼休み：午後0時30分から午後1時30分までは閉室）

詳しい内容についてはパンフレットあるいはホームページ（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/adviser/>）を参照のこと。

## 8. 定期試験

法学部の定期試験は、Sセメスターに授業が行われた科目については7月下旬に、Aセメスターおよび通年で授業が行われた科目については1月中旬から2月上旬に、定期試験が行われる。科目によっては、六法、条約集等の、試験場への持ち込みが認められるが、その詳細については、掲示を注意深く読むことが肝要である。また、受験にあたっては、「受験者心得」（227頁）を熟読の上、試験に臨むことが求められる。

法学部の試験は、極めて厳格に行われており、不正行為に対しては学生の退学処分を学生懲戒委員会に求めるなど、きわめて厳しい態度をもって臨んでいる。六法等の持ち込みが許可されている場合も、それに書き込みがなされている場合には、たとえそれが試験科目に関係のない書き込みであっても、不正行為とみなされることに、くれぐれも注意が必要である。

## 9. 留学

海外留学は、自らを異なる言語・文化環境に置いて、自身の限界と可能性を問うことのできる貴重な機会である。自分自身と日本が異文化の中でどのように捉えられているのかを肌身で感じ、考え、そしてそれについて発信するという経験は、語学の習得も含めて、一生の財産となるであろう。法学部は、法学部生が在学中にこのような留学経験を持つことを積極的に支援したいと考えている。従来は、1年間留学する場合には、科目履修上の困難から、卒業年次が1年遅れざるをえない状況が生じがちであった。しかし、2017年度進入学から適用されているカリキュラムでは、必修科目も削減され、また卒業に必要な総単位数も削減されたため、卒業年次を遅らせることもなく1年間の留学を行うことが十分に可能となっている。

加えて、2018年度進入学から適用された「法学部履修届出上限規則」（いわゆるキャップ制規則）に特則を設け、3 Aセメスターから4 Sセメスターにかけて全学交換留学（グローバルキャンパス推進本部担当）制度に基づき留学する法学部生については、留学前の3 Sセメスターの履修単位上限を24単位から30単位に引上げている。さらに、留学中に履修した科目・単位については、申請に基づき審査の上で、本学部の科目・単位として認定し、また、外国語科目として認定することも可能としている（詳細については後掲「留学中に履修した科目の相当科目・随意科目認定及び外国語科目認定について」参照）。これらの新たな制度により、留学前に多くの単位取得が可能となり、留学中の履修科目・単位の本学部科目・単位認定と、留学後の4 Aセメスターの履修とあわせて、4年間での卒業は大幅に容易化されている。

なお、履修上限の緩和措置を利用するためには3 Sセメスターの履修届の際に同措置の適用を学部チームに申し出ておく必要がある。

留学には、上述した最長1年単位のものほか、3ヶ月単位のものなど様々なプログラムがあるので、グローバルキャンパス推進本部が提供する情報を参考にされたい。

## 10. 成績優秀者の表彰

法学部は、2004年度進学者から、成績の優秀な学生について表彰する制度を設けている（後掲「法学部成績優秀者表彰規則」（224頁以下）参照。以下、「優秀者規則」という。）。これは、その努力によって優秀な成績をおさめた学生をそのことにふさわしく表彰し、同時に、すべての学生の勉学意欲を一層高めることを願って設けられた制度である。表彰の対象となった学生にはそれを証する書面が交付され、国内外の大学院に入学を志望する際などに、表彰を受けた事実を履歴書に記載することもできる。

法学部で開講される科目を「共通科目」「実定法系科目」「基礎法学系科目」「政治系科目」「経済系科目」に分類し、共通科目と実定法系科目を合わせて54単位（2017（平成29年）年3月31日以前入進学者は60単位）以上取得した場合の共通科目と実定法系科目、あるいは共通科目と政治系科目を合わせて54単位（2017（平成29年）年3月31日以前入進学者は60単位）以上取得した場合の共通科目と政治系科目を主領域と名づける。そしてこの主領域において、取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上である場合、「主領域最優秀」と、同じく2分の1以上である場合、「主領域優秀」と認定される（可の単位数は、優上又は優の単位数から差し引く）。

主領域において表彰される学生が、主領域以外の科目の分類のいずれか（基礎法学系科目については特則がある。優秀者規則第5条参照）において22単位（2017（平成29年）年3月31日以前入進学者は24単位）以上取得し、そのうち優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上である場合、「副領域最優秀」と、同じく2分の1以上である場合、「副領域優秀」と認定される（可の単位数は、優上又は優の単位数から差し引く）。

さらに、主領域、副領域双方において「最優秀」と認定された者は、「卓越」と認定される。ちなみに、「優秀」の英訳はvery good、「最優秀」の英訳はexcellent、「卓越」の英訳はoutstandingである。

## 11. 研究者への道

将来、法学・政治学の諸分野において研究者となることを希望する学生は、大学院に入学することが前提となる。

法科大学院において中心的な科目となる実定法学の分野における研究者は、学部卒業後、法科大学院に入学し、それを修了した後に、（本学でいえば）法学政治学研究科総合法政専攻の博士課程に進学し、同課程を経て教職・研究職に就くというのが通常の路程である。また、公共政策大学院において中心的な科目となる分野における研究者も同様である。学部卒業後、公共政策大学院に入学し、それを修了した後に、（本学でいえば）法学政治学研究科総合法政専攻博士課程に進学し、同課程を経て教職・研究職に就くというのが、通常の路程となる。

それ以外の分野における研究者は、学部卒業後、上記の2種の専門職大学院ではなく、（本学でいえば）法学政治学研究科総合法政専攻の修士課程に入学し、それを修了後、博士課程に進学し、同課程を経て教職・研究職に就くというのが、通常の路程である。ただし、法科大学院・公共政策大学院で学ぶ内に関心が変化

し、この「それ以外の分野」に進むことを志望するに至る者もいるであろうし、逆もありうるであろう。それらの可能性が排除されているわけではない。

また、以上の3つの分野のいずれについても、法学政治学研究科では、研究者養成のために、博士課程と並行して助教の制度を活用し、特に優れた能力と資質を有する者については、法科大学院あるいは公共政策大学院、もしくは総合法政専攻修士課程を経た後、ただちに助教（任期3年）に採用する道も設けている。

将来研究者となることに關心のある学部学生は、演習を履修し、教員との個人的接触の機会を多く持つことが望ましい。そして、研究者となるための路程について、早めに相談することを勧める。但し、元来実務家になることを志望して法科大学院・公共政策大学院に入学した後に考えが変わり、研究者を志望するようになる学生もいるであろう。それもまたありうることであり、ふさわしい能力と資質があれば大いに歓迎されるであろう。

## 12. 緑会

法学部には、法学部学生を普通会員、教員を特別会員とする、学生の自治による学問の自由の確保、学生生活の向上および会員相互の親睦を図ることを目的とする、東京大学法学部緑会があり、諸種の活動を行っている。その会則および施行規則は、240頁以下に掲げられている。

## 2. 東京大学法学部規則等

### 1. 東京大学法学部規則

制定	昭26. 11. 27
改正	同28. 4. 15, 同28. 12. 15
	同29. 9. 21, 同32. 9. 24
	同35. 1. 26, 同35. 6. 21
	同37. 11. 20, 同38. 6. 18
	同39. 2. 18, 同42. 2. 24
	同43. 1. 26, 同43. 9. 24
	同44. 3. 4, 同46. 4. 1
	同47. 10. 17, 同48. 4. 1
	同50. 11. 18, 同52. 2. 15
	同53. 4. 1, 同54. 4. 1
	平 4. 4. 1, 同 4. 11. 17
	同 7. 4. 1, 同11. 4. 1
	同14. 4. 1, 同15. 4. 1
	同17. 4. 1, 同18. 4. 1
	同19. 4. 1, 同20. 4. 1
	同21. 4. 1, 同25. 4. 1
	同27. 4. 1, 同28. 4. 1
	同29. 4. 1, 同30. 4. 1

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）中、各学部において定めるよう規定されている事項に関する定めをなすことを目的とする。

2. 東京大学法学部（以下「学部」又は「本学部」という。）における学科課程、試験、進学及び入学、卒業等に関しては、法学部教授会（以下「教授会」又は「本学部教授会」という。）の議を経て特例を定める場合を除くほか、すべてこの規則の定めるところによる。

### (教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、法学と政治学を中核とした教育研究を通じて、幅広い視野をそなえ、法的思考と政治学的識見の基礎を身につけた人材を養成することを目的とする。

### (課 程)

第2条 本学部には次の3課程（類）を置く。

- (1) 第1類（法学総合コース）
- (2) 第2類（法律プロフェッション・コース）
- (3) 第3類（政治コース）

### (学生の類の所属)

第3条 学生はいずれかの類に属する。学生の類の所属は、本人の志望による。

2. 本学部に進学又は入学しようとする者は、所定の様式により、志望する類をあらかじめ届出なければならない。

3. 本学部にて在学する学生は、学部の指定する期間内に転類願を提出し、教授会の議を経て、次の学年の初めに他の類に転ずることができる。

### (学 期)

第4条 学期は、学部通則第4条第2項及び第3項により別に定められるところによる。



## 第2章 学科課程

(授業科目)

第5条 学生の履修すべき授業科目は、次の5種類とする。

- (1) 必修科目 必ず履修することを要する科目
- (2) 選択必修科目 数科目中一定の単位を選択して履修することを要する科目
- (3) 選択科目 選択履修することのできる科目
- (4) 随意科目 その他の履修することができる科目
- (5) 外国語科目 必修科目、選択必修科目及び選択科目のうち、授業が外国語によって行われる科目及び外国語文献資料を用いる科目並びに学部通則第14条の2、第14条の3及び第14条の5の定めるところにより、外国の大学において履修し単位を取得した科目のうち、外国語による授業科目であり、かつ、法学又は政治学に関わるものとして教授会の議を経て定めるところにより必修科目、選択必修科目、選択科目又は随意科目として認定した科目

(単位)

第6条 授業は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(科目の名称、単位数)

第7条 各類における必修科目、選択必修科目、選択科目及び外国語科目に属する授業科目の名称並びに単位数は、別表に定めるほか、教授会の議を経て定めるところによる。

(科目の配置)

第8条 各学期における科目の配置は、教授会の議を経て、これを定める。

(履修科目の届出)

第8条の2 学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2. 届出をしない授業科目は、履修することができない。
3. 第1項における履修しようとする授業科目の単位数の合計は、教授会の議を経て別に定める上限を超えることができない。
4. 所定の単位を優れた成績をもって取得した学生については、前項に定める上限を超えて履修しようとする授業科目の届出を認めることができる。

(他の学部の科目)

第9条 学生は、他の学部に属する授業科目を随意科目として履修することができる。

2. 他の学部に属する授業科目を履修する場合には、あらかじめ、本学部長及び関係学部長の許可を受けなければならない。

(卒業の資格)

第10条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、本学部を卒業して学士（法学）の学位を得るためには、学部通則第3条の定める在学期間中に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 第1類

必修科目 全部（24単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（実定法）に掲げる各科目のうち12単位以上、選択必修科目（基礎法学）に掲げる各科目のうち4単位以上、選択必修科目（政治）に掲げる各科目のうち4単位以上及び選択必修科目（経済）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

外国語科目 必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位のうち4単位以上

(2) 第2類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（基礎法学）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

(3) 第 3 類

必修科目 全部 (20単位)

選択必修科目 別表の選択必修科目 (法学) に掲げる各科目のうち4単位以上, 選択必修科目 (政治) に掲げる各科目のうち16単位以上及び選択必修科目 (経済) に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

(4) 全類に共通

在学期間が1年を経過してから卒業までの期間において, 第5条に定める履修すべき授業科目から12単位以上

2. 随意科目の単位は10単位を限り, 教授会の議を経て別に定めるところにより, 前項の選択科目の単位にかえることができる。
3. 本学部で行われる科目の試験は, 演習, リサーチペーパーその他教授会の議を経て別に定める科目を除き, 第11条に定める定期試験又は第12条に定める追試験として行う。

(早期卒業)

第10条の2 学部通則第26条の2の定めるところにより, 特に優れた成績で前条に定める授業科目を履修し, その試験に合格した者は, 次の各号に掲げるいずれかの時期に卒業して学士 (法学) の学位を得ることができる。

(1) 進学した年度の3月

(2) 進学した年度の翌年度の9月

- 2 前項に関し必要な取扱いについては, 教授会の議を経て, 別に定める。

(長期履修学生制度)

第10条の3 学部通則第2条第2項に定めるところにより, 学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは, 教授会の議を経て, その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか, 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は, 別に定める。

### 第3章 試 験

(定期試験)

第11条 定期試験は, 授業の行われた学期の授業期間の末に行う。ただし, 2つの学期にわたって授業の行われた科目及び通年で授業の行われた科目については, 最後に授業が行われた学期の授業期間の末に, これを行う。

(追試験)

第12条 追試験の実施時期, 対象及び取得単位の卒業認定に係る取扱いについては, 教授会の議を経て, 別に定める。

2. 追試験の受験は, 2科目を上限とする。
3. 追試験の受験は, 次の各号に該当する科目について認める。
  - (1) 必修科目又は選択必修科目であって, 受けた試験に合格することのできなかった科目
  - (2) 事故病気等の客観的事由により試験を受けることができなかつたと認められる科目
4. 非常勤講師が担当した科目についての追試験は行わない。追試験時間表発表の時期までに当該授業を行った教員が欠けたときも, 追試験を行わない。

第13条 削除

(受験し得る科目)

第14条 学生は, 第8条の2に定める届出を行った授業科目についてのみ, その年度毎に試験を受けること

ができる。

(試験を行う教員)

第15条 試験は、当該科目の授業を行った教員が、これを行う。ただし、当該教員が退職した場合又は当該教員に支障がある場合においては、教授会の議を経て、他の教員が代ってこれを行うことができる。

第16条 削除

第17条 削除

(試験の評点)

第18条 試験成績の評点は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

2. 優上、優、良、可及び不可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 優上 当該科目についてきわめて優秀な学習達成度を示している。
- (2) 優 当該科目について優秀な学習達成度を示している。
- (3) 良 当該科目について一応の学習達成度を示している。
- (4) 可 当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。
- (5) 不可 当該科目についての学習達成度が著しく低い。

3. 学部通則第14条の2、第14条の3及び第14条の5の定めるところにより、外国の大学において履修した科目にかかる試験成績の評点については、第1項の例によるほか、合格又は不合格の評点によることができる。

4. 第1項及び第3項の評点は、成績表に記載してこれを本人に通知する。

## 第4章 進学及び入学

(進学必要科目)

第19条 教養学部より本学部に進学すべき学生は、本学部教授会の議を経て別に定める科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(進学者)

第20条 教養学部にも所定の期間在学し、本学部への進学を志望する者は、教授会の議を経て定める基準と方法により選考して本学部に進学せしめるものとする。

第21条及び第22条 削除

(学士入学)

第23条 次の各号の1に該当する者は、学部通則第10条に基づき、教授会の議を経て定めるところにより、本学部に入學を認めることができる。

- (1) 本学部の一つの課程(類)を卒業して他の課程(類)に入學を志願する者
- (2) 本学の他の学部を卒業し、本学部に入學を志願する者
- (3) 他の修業年限4年以上の大学の学部を卒業し、本学部に入學を志願する者
- (4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(学士入学者の選考)

第24条 前条の規定により本学部に入學を志願する者の選考については、教授会の議を経て定めるところにより、入學試験を行う。ただし、前条第1号に該当する者については、教授会の議を経て定めるところにより、他の方法により選考して入學を認めることができる。

(学士入学者の在学期間)

第25条 第23条の規定により入學した学生(以下「学士入学者」という。)の在学期間は、次のとおりとする。

- (1) 第23条第1号に該当する者 1年
- (2) 第23条第2号、第3号及び第4号に該当する者 2年

(学士入学者の履修科目)

第26条 第23条第1号に該当する学士入学者については、すでに本学部において履修し、その試験に合格した科目を免除する。

2. 第23条第1号に該当する学士入学者については、第10条第1項第4号に定める要件につき、入学時に在学期間が1年を経過したものとみなす。

3. 第23条第2号、第3号及び第4号に該当する学士入学者は、その所属する類の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(再入学)

第27条 本学部を退学した者で本学部に再入学を志願するものがある場合においては、学部通則第9条に基づき、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2. 前項により再入学を許された学生は、教授会の議を経て定めるところにより課程(類)に所属するものとし、その在学期間は、退学前の在学期間と通算する。

3. 第1項により再入学を許可された学生の履修科目については、前条第1項の規定を準用する。

4. 学部通則第24条又は第25条の規定により退学を命ぜられた学生で再入学を許可されたものについては、前2項の規定を準用する。

(転学部)

第28条 本学後期課程の学生で本学部への転学部を志願するものについては、学部通則第10条に基づき、教授会の議を経て、転学部を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、転学部の取扱いに関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

(外国人の入学の特例)

第29条 学部通則第45条の規定に該当する外国人の選考及び取扱いについては、学部通則第46条の規定によるほか、その都度、教授会の議を経てこれを定める。

(研究生及び聴講生)

第30条 研究生及び聴講生については、学部通則第10章及び第11章に定めるもののほか、その取扱いの細目については、教授会の議を経てこれを定める。

## 第5章 卒 業

(卒 業)

第31条 卒業の認定は、教授会の議を経て、これを行う。

(別 表)

---

第1類

必修科目	憲 法	6単位
	民法第1部	4単位
	民法第2部	4単位
	刑法第1部	4単位
	政治学	4単位
	演習	2単位
選択必修科目(実定法)	民法第3部	4単位
	民法第4部	4単位
	商法第1部	4単位
	商法第2部	4単位
	商法第3部	4単位
	刑法第2部	4単位
	民事訴訟法第1部	4単位
	民事訴訟法第2部	4単位
	民事訴訟法第3部	2単位
	刑事訴訟法	4単位
	行政法第1部	4単位
	行政法第2部	4単位
	国際法第1部	4単位
	国際法第2部	4単位
	知的財産法	4単位
	国際私法	4単位
	労働法	4単位
	国法学	4単位
	租税法	4単位
	経済法	4単位
	社会保障法	2単位
	消費者法	2単位
	アジア・ビジネス法	2単位
	国際ビジネス法	2単位
	民法基礎演習	2単位
選択必修科目(基礎法学)	英米法	4単位
	フランス法	4単位
	ドイツ法	4単位
	日本法制史	4単位
	日本近代法史	2単位
	西洋法制史	4単位
	ローマ法	2単位
	東洋法制史	2単位
	比較法原論	2単位
	中国法	2単位
	ロシア・旧ソ連法	2単位
	イスラーム法	2単位

	法 哲 学	4 単位
	法 社 会 学	4 単位
	法 と 経 済 学	2 単位
選択必修科目 (政治)	日 本 政 治	4 単位
	日 本 政 治 外 交 史	4 単位
	ヨ ー ロ ッ パ 政 治 史	4 単位
	現 代 政 治 理 論	2 単位
	行 政 学	4 単位
	国 際 政 治	4 単位
	国 際 政 治 史	4 単位
	比 較 政 治 I	4 単位
	比 較 政 治 II	2 単位
	比 較 政 治 III	2 単位
	政 治 学 史	4 単位
	日 本 政 治 思 想 史	4 単位
	ア メ リ カ 政 治 外 交 史	4 単位
	ア ジ ア 政 治 外 交 史	4 単位
選択必修科目 (経済)	経 済 学 基 礎	4 単位
	会 計 学	2 単位
	労 働 経 済 I	2 単位
	労 働 経 済 II	2 単位
	財 政 学	4 単位
	金 融 論 I	2 単位
	金 融 論 II	2 単位
	国 際 経 済 論 I	2 単位
	国 際 経 済 論 II	2 単位
	生 産 シ ス テ ム I	2 単位
	生 産 シ ス テ ム II	2 単位
	統 計 学 I	2 単位
	統 計 学 II	2 単位
選 択 科 目	リ サ ー チ ペ イ パ ー	2 単位

第2類

必修科目

憲法	6単位
民法第1部	4単位
民法第2部	4単位
民法第3部	4単位
商法第1部	4単位
刑法第1部	4単位
民事訴訟法第1部	4単位
刑事訴訟法	4単位
行政法第1部	4単位
政治学	4単位
民法基礎演習	2単位
演習	2単位

選択必修科目（基礎法学）

英米法	4単位
フランス法	4単位
ドイツ法	4単位
日本法制史	4単位
日本近代法史	2単位
西洋法制史	4単位
ローマ法	2単位
東洋法制史	2単位
比較法原論	2単位
中国法	2単位
ロシア・旧ソ連法	2単位
イスラーム法	2単位
法哲学	4単位
法社会学	4単位
法と経済学	2単位

選択科目

民法第4部	4単位
商法第2部	4単位
商法第3部	4単位
刑法第2部	4単位
民事訴訟法第2部	4単位
民事訴訟法第3部	2単位
行政法第2部	4単位
国際法第1部	4単位
国際法第2部	4単位
知的財産法	4単位
国際私法	4単位
労働法	4単位
国法学	4単位
租税法	4単位
経済法	4単位
社会保障法	2単位
消費者法	2単位
アジア・ビジネス法	2単位
国際ビジネス法	2単位
日本政治	4単位

日本政治外交史	4単位
ヨーロッパ政治史	4単位
現代政治理論	2単位
行政学	4単位
国際政治	4単位
国際政治史	4単位
比較政治 I	4単位
比較政治 II	2単位
比較政治 III	2単位
政治学史	4単位
日本政治思想史	4単位
アメリカ政治外交史	4単位
アジア政治外交史	4単位
経済学基礎	4単位
会計学	2単位
労働経済 I	2単位
労働経済 II	2単位
財政学	4単位
金融論 I	2単位
金融論 II	2単位
国際経済論 I	2単位
国際経済論 II	2単位
生産システム I	2単位
生産システム II	2単位
統計学 I	2単位
統計学 II	2単位
リサーチペーパー	2単位



### 第3類

#### 必修科目

憲 法 6単位

民法第1部 4単位

政治学 4単位

演習 4単位

リサーチペーパー 2単位

#### 選択必修科目 (法学)

民法第2部 4単位

民法第3部 4単位

民法第4部 4単位

商法第1部 4単位

商法第2部 4単位

商法第3部 4単位

刑法第1部 4単位

刑法第2部 4単位

民事訴訟法第1部 4単位

民事訴訟法第2部 4単位

民事訴訟法第3部 2単位

刑事訴訟法 4単位

行政法第1部 4単位

行政法第2部 4単位

国際法第1部 4単位

国際法第2部 4単位

知的財産法 4単位

国際私法 4単位

労働法 4単位

国法学 4単位

租税法 4単位

経済法 4単位

社会保障法 2単位

消費者法 2単位

アジア・ビジネス法 2単位

国際ビジネス法 2単位

英米法 4単位

フランス法 4単位

ドイツ法 4単位

日本法制史 4単位

日本近代法史 2単位

西洋法制史 4単位

ローマ法 2単位

東洋法制史 2単位

比較法原論 2単位

中国法 2単位

ロシア・旧ソ連法 2単位

イスラーム法 2単位

法哲学 4単位

法社会学 4単位

法と経済学 2単位

選択必修科目（政治）	民法基礎演習	2単位
	日本政治	4単位
	日本政治外交史	4単位
	ヨーロッパ政治史	4単位
	現代政治理論	2単位
	行政学	4単位
	国際政治	4単位
	国際政治史	4単位
	比較政治Ⅰ	4単位
	比較政治Ⅱ	2単位
	比較政治Ⅲ	2単位
	政治学史	4単位
	日本政治思想史	4単位
	アメリカ政治外交史	4単位
	アジア政治外交史	4単位
選択必修科目（経済）	経済学基礎	4単位
	会計学	2単位
	労働経済Ⅰ	2単位
	労働経済Ⅱ	2単位
	財政学	4単位
	金融論Ⅰ	2単位
	金融論Ⅱ	2単位
	国際経済論Ⅰ	2単位
	国際経済論Ⅱ	2単位
	生産システムⅠ	2単位
	生産システムⅡ	2単位
	統計学Ⅰ	2単位
	統計学Ⅱ	2単位

#### 備考

- 1 上記の授業科目のほか、各類における選択必修科目又は選択科目として特別講義（2単位）を開講する。
- 2 各類における随意科目として開講される教育職員免許状を取得するために必要な他の学部科目は、以下のとおりである。  
哲学概論Ⅰ（2単位）、哲学概論Ⅱ（2単位）、倫理学概論Ⅰ（2単位）、倫理学概論Ⅱ（2単位）

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の第2条、第5条、第7条、第10条及び別表（備考第2項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第1類（法学総合コース）及び第2類（法律プロフェッション・コース）については、平成29年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。
- 4 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の第5条、第8条の2、第10条第1項及び第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第26条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に本学部に学士入学した者に係る第26条第2項の改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に本学に入学した者については、改正後の別表備考第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

**法学部規則第12条第1項に定める追試験の実施時期、対象及び  
追試験による取得単位の卒業認定に係る取扱いについて**

2015年1月15日教授会

- 1 追試験は、毎年度7月、9月、12月、1月、2月に実施する。
- 2 事故その他の事由により、次の各号に該当することとなった者は、各号に定める時期の追試験を受けることができる。
  - (1) S1ターム末の定期試験において、当該試験による卒業に必要な履修科目の試験の全部に合格することのできなかったもの 当該年度7月の追試験
  - (2) S2ターム末の定期試験において、当該試験による卒業に必要な履修科目の試験の全部に合格することのできなかったもの 当該年度9月の追試験
  - (3) S2ターム末の定期試験において、当該年度末の卒業に必要な履修科目の試験に合格することのできなかったもの 当該年度9月の追試験
  - (4) A1ターム末の定期試験において、当該試験による卒業に必要な履修科目の試験の全部に合格することのできなかったもの 当該年度12月の追試験
  - (5) A1ターム末の定期試験において、当該年度末の卒業に必要な履修科目の試験の全部に合格することのできなかったもの 当該年度12月の追試験
  - (6) A2ターム末の定期試験において、当該年度末の卒業に必要な履修科目の試験の全部に合格することのできなかったもの 当該年度1月又は2月の追試験
- 3 追試験による取得単位は、次の各号に定める場合の卒業認定のみに用いる。
  - (1) 前項第1号、第2号及び第4号の場合 当該追試験による卒業の認定
  - (2) 前項第3号、第5号及び第6号の場合 当該年度末の卒業の認定

**法学部規則第10条第2項に定める随意科目の単位の取扱いについて**

2015年1月15日教授会

Wタームに開講される他の学部の科目の単位は、当該年度末の卒業の認定において、法学部規則第10条第2項に定める随意科目として算入することができない。

## 法学部履修届出上限規則

2016年3月10日	教授会決定
2017年1月19日	教授会決定
2018年6月21日	教授会決定
2018年9月6日	教授会決定

東京大学法学部規則8条の2第3項に基づき、履修しようとする授業科目に係る上限に関して、次のように定める。

(駒場持出専門科目に関する履修上限)

第1条 法学部の授業科目(以下、「法学部専門科目」という。)のうち2Sセメスター、2Aセメスターにおいて開講されるものを履修しようとする、教養学部前期課程に在学する学生で在学期間が1年を越えた者は、両セメスターに行われる法学部専門科目につき、両セメスターを通じて34単位を超える履修の届出をしてはならない。

(法学部生に関する履修上限)

第2条 法学部に在学する学生(以下、「法学部生」という。)の行う履修の届出に係る単位は、各セメスターにつき24単位を超えてはならない。

(必修科目に関する特則)

第3条 履修の届出を行った年度の試験に合格しなかった必修科目につき、翌年度以降に当該科目の履修の届出を行ったときは、10単位を上限として、前2条に定める単位に算入しない。

(リサーチペーパー等に関する特則)

第4条 次の各号に掲げる科目の単位は、第2条に定める単位に算入しない。

(1) リサーチペーパー

(2) 全学で実施しているプログラムに組み込まれているために履修の届出と単位の認定が行われる学期が必ずしも一致しないなど、法学部生が自ら計画して履修することができないと学務委員会が認めた科目

(全学交換留学(グローバルキャンパス推進本部担当)に参加する学生に関する特則)

第4条の2 3Aセメスターから全学交換留学(グローバルキャンパス推進本部担当)制度に基づき2セメスター間の留学を行うことが決定している法学部生は、3Sセメスターに行う履修の届出に係る単位に限り、第2条の定めるところにかかわらず、30単位を超えてはならない。

(履修上限を超えた場合の処置)

第5条 法学部生が第2条に定める単位数を超える履修の届出を行った場合、超過した単位に相当する科目について履修を認めない。

2 前項にいう履修を認めない科目は、届出のなされた科目の中から学部の定める期間内に、履修の届出を行った法学部生が選定する。当該期間内に当該学生が選定しない場合、学部が履修を認めない科目を選定する。

3 学部が履修を認めない科目を選定する際には、第2条に定める単位数を超えないために必要最小限の単位数に係る科目のみ履修を認めず、また当該学生の所属する類の選択科目、選択必修科目、必修科目の順に、履修を認めない科目を選定する。種類が同一である科目の中から履修を認めない科目を選定しなければならない場合、くじで履修を認めない科目を選定する。ただし、第1類に所属する法学部生については、外国語科目ではない選択科目、外国語科目ではない選択必修科目、外国語科目、必修科目の順に、履修を認めない科目を選定する。

4 第1条に定める単位数を超える履修の届出を行い、単位を取得した学生が、法学部に進学した場合、超過した単位数に係る科目について、当該科目の単位を認定しない。認定しない科目の選定については、進学した学期の開始後、第2項、第3項の定めに従って、これを行う。

5 第4条の2に定めるところに従い履修の届出を行った法学部生が、同条に定める留学を行わなかった場合、3Sセメスターにおいて履修した科目のうち24単位を超える単位に相当する科目については単位を認定しない。単位を認定しない科目の選定については、第2項、第3項の定めに従って、これを行う。

(教養学部前期課程学生の履修制限)

第6条 教養学部前期課程に在学する学生は、第1条の定めるところを除き、法学部専門科目を履修できない。

附則

- 1 第6条は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前に教養学部前期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 2 第1条は、平成28年4月1日以降に教養学部前期課程に入学した者に対して、平成29年4月1日から施行する。
- 3 第2条ないし第4条は、平成30年4月1日以降に法学部に入学した者に対して、平成30年4月1日から施行する。
- 4 第5条は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 第4条の2、第5条第5項は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成30年6月21日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成30年9月6日から施行する。

## 法学部リサーチペーパー規則

2015年2月19日 教授会決定

2016年3月10日 教授会決定

第1条 東京大学法学部に所属する学生は、リサーチペーパーを作成し、試験に合格した場合には、1つのリサーチペーパーにつき2単位を得ることができる。

2 リサーチペーパーによって取得しうる単位の上限は4単位とする。

第2条 学生がリサーチペーパーを作成するには、指導教員の指導を受けなければならない。

2 教授会が定める演習を担当する教員のうち次に掲げるものは、リサーチペーパーの指導教員になることができる。

①当該学生が履修中の演習を担当する者

②当該学生が履修し単位を修得した演習を担当する者

3 第3類（政治コース）の学生については、前項に該当しない者も、教授会の議を経て、リサーチペーパーの指導教員になることができる。

4 学生は、自己の指導教員となることを希望する教員に対して、指導教員となることの承諾を求めなければならない。

5 指導教員となることを承諾した教員は、その旨を教授会に届出なければならない。この届出は、第2条の2第1項(1)号の承諾印をもって行ったものとみなす。

第2条の2 リサーチペーパーを作成しようとする学生は、学部の定める期間内に、次に掲げる事項の記載された履修の届出を行わなくてはならない。

(1) 第2条第1項にいう指導教員の氏名及び当該指導教員の承諾印

(2) 次に掲げるセメスターの中から指導教員の同意を得て選択する、リサーチペーパーを提出しようとするセメスター

(イ) 履修の届出を行ったセメスター

(ロ) 履修の届出を行ったセメスターの翌セメスター。なお、Wタームの存在は考慮しない。

2 リサーチペーパーの履修の届出は1セメスターに1つしか行えない。また、リサーチペーパーの履修の届出を行った者は、当該届出に係るリサーチペーパーを提出するまで、新たにリサーチペーパーの履修の届出を行うことができない。

第3条 リサーチペーパーは、各セメスターの定期試験前、別に定める期間内に提出しなければならない。

第3条の2 第2条の2の届出を行った学生は、第3条に定める期間内に、指導教員の同意を得て、リサーチペーパーの履修の届出を撤回することができる。この撤回が行われた場合、評点は付さない。

2 第2条の2の届出を行った学生は、第3条に定める期間内に、指導教員の同意を得て、当該届出に係るリサーチペーパーを提出するセメスターを、届出に係るセメスターの翌セメスターに変更することができる。この変更は、履修の届出を行ったリサーチペーパーにつき1度しか行えない。

第3条の3 第2条の2の届出を行った学生で、同条第1項第(2)号(ロ)に係るリサーチペーパーを作成しようとするものは、当該リサーチペーパーを提出しない第3条に定める期間内に指導教員を変更する届出を行うことができる。この届出には、第2条の2第1項第(1)号に定める指導教員の承諾印および新たに第2条第1項にいう指導教員となる教員の承諾印を付さなくてはならない。

第4条 試験は、リサーチペーパー審査及び口述試験により行う。

2 リサーチペーパー審査委員は、1名とする。原則として、指導教員をこれに充てる。

3 口述試験は、審査委員を含む2名以上の教員が出席して行う。

4 前項の規定にかかわらず、学生が履修中である又は単位を修得した演習の担当教員が指導教員及びリサーチペーパー審査委員となる場合には、口述試験を行わないことができる。

5 リサーチペーパーの評点は、優上、優、良、可、不可とする。可以上を合格とする。

第5条 本規則を運用するに際して必要な細目は、学務委員会が、これを定める。

## リサーチペーパーについて

リサーチペーパーを作成しようとする学生は、『法学部便覧』掲載の「法学部リサーチペーパー規則」（以下、「規則」という）に十分留意する必要がある。そのことを前提に、以下、特に重要な点、補足を要する点について説明する。

1. リサーチペーパーとは、原則として法学・政治学の特定科目の特定のテーマについて、指導教員の指導を受けながら、一定程度掘り下げた研究を行ったうえで執筆された比較的短い論文をいう。原則として12,000字以内とする。使用する言語は日本語あるいは英語を原則とし、それ以外については指導教員の許可を得るものとする。一般的には、単なる読書感想文や、特定の図書の内容を要約したいいわゆるレポートとは性格が異なるので、注意が必要である。

2. 主として想定されているリサーチペーパーは、演習での学習を通じて、演習の担当教員の指導を受けつつ作成する論文、あるいはそこでの学習の成果を演習履修後、さらに時間をかけて発展させる論文である。したがって、リサーチペーパーを執筆しようとする者は、原則として演習に所属し、演習を通じて具体的な特定のテーマを設定し、担当教員の指導のもと、その掘り下げた研究を行い、それを論文にまとめることが期待されている。この趣旨を反映して、学生が履修中あるいは単位修得済みの演習の担当教員が指導教員及び審査委員となるリサーチペーパーについては、口述試験が免除される可能性がある。

3. リサーチペーパーが必修である第3類の学生については、例外的措置として、履修中あるいは単位修得済みの演習の担当教員以外の教員を指導教員としてリサーチペーパーを執筆することができる。

4. 上記2.の演習の担当教員として指導教員になり得る教員（規則第2条第2項）は、本学部の教授、准教授、特任教授、特任准教授、客員教授、客員准教授であって学生が履修中の学部演習を担当し又は学生が単位修得済みの学部演習を担当したもので、リサーチペーパーを提出する Semester においてもそのいずれかの職にあるものでなければならない。非常勤講師、特任講師、特別講師は含まない。

上記3.の第3類の学生について指導教員になり得る教員（規則第2条第3項）は、リサーチペーパーを提出する Semester において、法学部便覧244頁に掲載されているに教授、准教授の職にあるものでなければならない。

上記のいずれの場合も、リサーチペーパーを作成しようとする学生から指導教員となることの承諾を求められた教員が承諾を与えるかどうかは、当該教員の判断による。

5. リサーチペーパーは、法学部進学後、いずれの Semester でも履修することができる。リサーチペーパーは、履修の届出をした Semester に提出する履修方式と、履修の届出をした翌 Semester に提出する履修方式とがある。いずれの履修方式によるかは、履修の届出の際の選択による。

後者の履修方式によった場合、履修の届出をした Semester とその翌 Semester にわたって指導教員の指導を受け、リサーチペーパーの執筆を行うことができる。ただし、この場合も、取得しうる単位は、2単位である。

6. 年度初めに開催されるリサーチペーパー・ガイダンスに必ず出席すること。やむを得ない理由で欠席した場合には学部チームから説明を受けること。

7. リサーチペーパー執筆のための具体的な手順・研究方針等については、指導教員の指示に従うこと。

8. 剽窃行為は厳に慎むこと。引用箇所には丁寧に註を付す必要がある。配布された「研究論文の作法」を熟読したうえで、リサーチペーパー提出の際には、所定の誓約書を提出すること。

9. 履修の手続きとスケジュールは、おおよそ以下のとおりである。



[Sセメスター]

4月上旬 Sセメスター演習参加者確定

4月15日頃 リサーチペーパー履修届（様式1）提出【規則第2条の2】

4月下旬～5月頭 履修登録期間

6月上旬 リサーチペーパー題目届（様式2）提出

7月上旬 リサーチペーパー提出（含むリサーチペーパー誓約書（様式3））【規則第3条】

〃 リサーチペーパー履修撤回届（様式4），リサーチペーパー提出時期変更届（様式5），リサーチペーパー指導教員変更届提出（様式6）【規則第3条の2，規則第3条の3】

8月頭 口述試験実施（対象者のみ）【規則第4条】

8月中旬 Sセメスター成績報告締切

[Aセメスター]

9月下旬 Aセメスター演習参加者確定

10月頭 リサーチペーパー履修届（様式1）提出

10月上旬 履修登録期間

11月上旬 リサーチペーパー題目届（様式2）提出

12月下旬 リサーチペーパー提出（含むリサーチペーパー誓約書（様式3））

〃 リサーチペーパー履修撤回届（様式4），リサーチペーパー提出時期変更届（様式5），リサーチペーパー指導教員変更届提出（様式6）

2月頭 口述試験実施（対象者のみ）

2月中旬 Aセメスター成績報告締切

## 東京大学法学部公共法務プログラム・国際取引法務プログラム履修規程

2014年6月19日 教授会決定

2016年3月10日 教授会決定

2019年9月 5日 教授会決定

第1条 東京大学法学部公共法務プログラム及び国際取引法務プログラムに関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 公共法務プログラム及び国際取引法務プログラムへの登録資格を有する者は、東京大学法学部第1類（法学総合コース）に所属する学生とする。

2 登録資格者は、公共法務プログラム及び国際取引法務プログラム的一方又は双方につき、登録することができる。

3 公共法務プログラム及び国際取引法務プログラム的一方又は双方への登録は、東京大学法学部法科大学院進学プログラムへの登録を妨げない。

第3条 公共法務プログラム及び国際取引法務プログラムに属する授業科目は、法学部において開設される授業のうち別表に定めるもののほか、教授会の定めるところによる。

第4条 公共法務プログラム又は国際取引法務プログラムを修了するためには、学部通則第3条に定める在学期間中に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 公共法務プログラム

(イ) 以下の科目の全部 民法基礎演習 行政法第1部 行政法第2部 国際法第1部 行政学  
経済学基礎 財政学

(ロ) 英米法、フランス法、ドイツ法及び中国法中より2単位以上

(2) 国際取引法務プログラム

(イ) 以下の科目の全部 民法第3部 民法基礎演習 商法第1部 労働法 民事訴訟法第1部  
経済学基礎

(ロ) 知的財産法、国際私法、租税法、経済法、社会保障法及び消費者法中より2単位以上

英米法、フランス法、ドイツ法及び中国法中より2単位以上

国際政治、比較政治Ⅰ、比較政治Ⅱ、比較政治Ⅲ及びアメリカ政治外交史中より2単位以上

(ハ) アジア・ビジネス法、国際ビジネス法のほか、教授会が定める科目中より2単位以上

第5条 公共法務プログラム又は国際取引法務プログラムに登録しようとする者は、各年度のSセメスターにおける履修届出期間に、所定の様式によりあらかじめ届出なければならない。

第6条 公共法務プログラム及び国際取引法務プログラムの修了の認定は、教授会において、これを行う。

2 次に掲げる者は修了の認定を受けることができない。

(1) 東京大学法学部規則第10条に定める第1類の卒業要件を満たさない者

(2) あらかじめ登録の届出を行わなかった者

3 修了を認定された者には、修了認定証を授与する。

別表

公共法務プログラム

民法基礎演習	2単位
行政法第1部	4単位
行政法第2部	4単位
国際法第1部	4単位
行政学	4単位
経済学基礎	4単位
財政学	4単位
英米法	4単位
フランス法	4単位
ドイツ法	4単位
中国法	2単位

国際取引法務プログラム

民法第3部	4単位
民法基礎演習	2単位
商法第1部	4単位
労働法	4単位
民事訴訟法第1部	4単位
知的財産法	4単位
国際私法	2単位
租税法	4単位
経済法	4単位
社会保障法	2単位
消費者法	2単位
英米法	4単位
フランス法	4単位
ドイツ法	4単位
中国法	2単位
国際政治	4単位
比較政治Ⅰ	4単位
比較政治Ⅱ	2単位
比較政治Ⅲ	2単位
アメリカ政治外交史	4単位
経済学基礎	4単位
アジア・ビジネス法	2単位
国際ビジネス法	2単位

## 東京大学法学部法科大学院進学プログラム履修規程

2019年7月18日 教授会決定

(法科大学院進学プログラムの設置等)

第1条 国民及び社会に貢献する高い志と強い責任感及び倫理観を持ち、高度の専門的な能力を有する優れた法曹を養成するため、法科大学院における教育との円滑な接続を図るためのプログラムとして、東京大学法学部に「法科大学院進学プログラム」を設ける。

2 東京大学法学部法科大学院進学プログラム（以下「法科大学院進学プログラム」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(登録資格)

第2条 法科大学院進学プログラムへの登録資格を有する者は、東京大学法学部に所属する学生とする。

(登録)

第3条 法科大学院進学プログラムに登録しようとする者は、3年次又は4年次の各 semester のいずれかの履修届出期間に、所定の様式により登録の届出をしなければならない。

(履修に関する修了要件)

第4条 法科大学院進学プログラムを修了するためには、東京大学学部通則第3条に定める在学年限内に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 以下の科目の全部

憲法 行政法第1部 行政法第2部 民法第1部 民法第2部 民法第3部 民法第4部

刑法第1部 刑法第2部 商法第1部 商法第2部 民事訴訟法第1部 刑事訴訟法

(2) 以下の科目より2単位以上

民法基礎演習 実定法分野の演習

2 前項(2)に定める実定法分野の演習は、法学部において開設される授業のうち、教授会の定めるところによる。

(追試験)

第5条 法科大学院進学プログラムの登録者は、次の(1)から(4)までのいずれにも該当する場合には、法科大学院進学プログラムの修了のために、(2)に該当する科目について追試験を受験することができる。

(1) 東京大学法学部規則（以下「学部規則」という。）第10条に定める卒業の資格を満たす場合（学部規則第12条の定める追試験による取得単位をもって学部規則第10条に定める卒業の資格を満たす場合を含む。）

(2) 前条第1項(1)に掲げる科目であって、次のいずれかに該当する科目がある場合

(イ) 受けた試験に合格することのできなかつた科目

(ロ) 事故病気等の客観的事由により試験を受けることができなかつたと認められる科目

(3) (2)に該当する科目が2科目以内であって、それらの科目の単位取得により、前条の修了要件を満たすこととなる場合

(4) 法科大学院進学プログラムの修了を条件として法科大学院への進学を許可された場合

2 前項の規定に基づく追試験は、学部規則第12条第1項及び第4項の定めるところに従い、行う。

3 第1項の規定に基づく追試験の受験は、2科目を上限とする。この場合において、学部規則第12条に基づく追試験の受験に係る科目があるときは、同条に基づく追試験の受験科目数と第1項の規定に基づく追試験の受験科目数とを合算して2科目以内とする。

4 第1項の規定に基づく追試験についての「法学部規則第12条第1項に定める追試験の実施時期、対象及び追試験による取得単位の卒業認定に係る取扱いについて」第3項の規定の適用においては、「追試験」とあるのは「東京大学法学部法科大学院進学プログラム第5条第1項に基づく追試験」と、「卒業」とある

のは「法科大学院進学プログラムの修了」と読み替えるものとする。

- 5 第1項の規定に基づく追試験は、学部規則第10条の2に基づく卒業を予定する者については、第1項(2)(ロ)の科目に限って、行う。

(修了認定)

第6条 法科大学院進学プログラムの修了の認定は、教授会において、これを行う。

- 2 次に掲げる者は修了の認定を受けることができない。
- (1) 学部規則第10条に定める卒業要件を満たさない者
  - (2) 登録の届出を行わなかった者
  - 3 修了を認定された者には、修了認定証を授与する。

附則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2021年4月1日以降に東京大学法学部に進学した者について、適用する。

## 法学部早期卒業制度規則

2016年3月10日 教授会決定  
2017年4月20日 教授会決定  
2019年12月5日 教授会決定

東京大学法学部規則（以下、「学部規則」という。）第8条の2第3項、第4項、第10条の2第2項に基づき、学部規則第10条の2第1項に基づく卒業に関して、次のように定める。

（早期卒業の条件となる高等教育機関）

第1条 次の各号に掲げる高等教育機関において学修を続けることを計画する成績優秀な学生で、法学部（以下、「学部」又は「本学部」という。）に在学する者は、次条以下の定めるところにより、学部規則第10条の2第1項各号に定める時期に卒業することができる。

- (1) 学士号を付与する高等教育機関
- (2) 修士号、専門職学位、博士号又はそれに準じる地位を付与する高等教育機関
- (3) その他、学部が特に認める高等教育機関

（早期卒業予定者の認定）

第2条 早期卒業を希望する学生は、学部の定める期間内に、早期卒業予定者の認定を申請しなくてはならない。

2 学部は、前項に定める申請を行った学生が次に掲げる要件を満たし、次項に定める計画書を提出する場合に、当該学生を、本学部への進学时又は3 Sセメスター若しくは3 Aセメスター終了時に早期卒業予定者として認定する。

なお、学部規則第10条の2第1項第(1)号にあっては、本学部への進学时又は3 Sセメスター終了時に、学部規則第10条の2第1項第(2)号にあっては、本学部への進学时又は3 Sセメスター若しくは3 Aセメスター終了時に申請しなくてはならない。

(1) 教養学部に入学者の翌年度に行われる進学選択において法学部へ進学を内定し、翌々年度に本学部へ進学したこと。ただし、長期の留学、病気休学など本学部の特に認める理由により、教養学部に入学者の翌年度に行われる進学選択に参加しなかった学生については、この限りではない。

(2) 法学部の開講する授業科目（以下、「法学部専門科目」という。）に関する成績が次の要件を満たしていること。

(イ) 法学部専門科目のうち教養学部前期課程在学中に26単位以上取得していること。

(ロ) 優上若しくはA+、優若しくはAの評点を受けた法学部専門科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合が50%以上であること又は法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること。

(3) 教養学部前期課程において開講される授業科目に関する成績が次の要件を満たしていること。

(イ) 法学部進学のための要件を満たす単位を取得していること。

(ロ) GPAが3.2以上であること。

3 第1項の申請を行う学生は、申請を行う際に、学部規則第10条の2第1項各号の定めるいずれの時期に卒業することを希望するかに係る申告及び卒業後にどのような高等教育機関で何を学ぼうとするかに関する計画を記した計画書を提出しなくてはならない。

4 第1項の申請を行った学生が、第2項及び第3項の要件を満たしているか否かの判断は法学部学務委員会（以下、「学務委員会」という。）において行う。

5 第3項に定める計画書の様式は、学務委員会において定める。

第3条 早期卒業予定者は、法学部履修届出上限規則第2条にかかわらず、各セメスターにつき30単位まで履修の届出を行うことができる。

（早期卒業予定の撤回）

第4条 学部規則第10条の2第1項に定める卒業を行うことを希望しない早期卒業予定者は、学部の定める期間内に、学部の定めるところにより、届出を行わなければならない。

- 2 前項の届出を行った学生は、当該届出を行ったセメスターから法学部履修届出上限規則第2条に定める単位数を超える履修の届出を行わず、また学部規則第10条に基づく卒業しか行えない。

(早期卒業予定時期の変更)

第5条 第2条第3項において申告した卒業の時期を変更して、学部規則第10条の2に定める卒業を行うことを希望する早期卒業予定者は、学部の定める期間内に、学部の定めるところにより、届出を行わなければならない。

- 2 前項の届出を行った学生については、届出に基づく変更後の時期に第7条に定める卒業判定を行う。

(届出の効力等)

第6条 第4条及び第5条の届出については、記載事項に不備がないこと等届出の形式上の要件を満たした届出を早期卒業予定者本人が行っているかを法学部学部チーム（以下、「学部チーム」という。）において確認し、形式上の要件が満たされた届出がなされた時点で効果を発する。学部チームは、その結果を学務委員会に報告する。

- 2 前項の届出については撤回を認めない。

(早期卒業判定)

第7条 早期卒業予定者は、第2条第3項により申告した時期又は第5条第1項による届出において変更した時期において、次に掲げる要件を満たす場合に、学部規則第10条の2に基づき、卒業できる。

- (1) 学部規則第10条第(1)号ないし第(3)号に定める科目を履修し、合格していること。
  - (2) 優上若しくはA+、優若しくはAの評点を受けた法学部専門科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合が50%以上であること又は法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること。
  - (3) 早期卒業予定者の入学する、第1条各号に掲げた高等教育機関の受入承認があること。
  - (4) 学部規則第10条の2第(2)号に定める時期に卒業する早期卒業予定者については、在学期間が1年を経過してから卒業までの期間において、学部規則第5条に定める履修すべき授業科目から6単位以上取得していること。
- 2 早期卒業予定者は、第1項による卒業判定時まで、第1項(3)にいう高等教育機関に対する入学届又は、当該高等教育機関から入学を認められたことを示す書類の写しを提出しなくてはならない。また、入学する高等教育機関で行う学修内容が第2条第3項により提出した計画書と異なる場合には、その理由も付記しなくてはならない。
  - 3 早期卒業予定者が第1項第(3)号の要件を満たしているか否かについては予め学務委員会で審査し、教授会に報告する。

(早期卒業を行えなかった早期卒業予定者の取得単位に係る取扱い)

第8条 第7条の要件を満たさず学部規則第10条の2に基づく卒業を行えなかった早期卒業予定者の取得した単位については、法学部履修届出上限規則第5条にかかわらず、これを認定する。

(早期卒業のための高等教育機関該当性に係る事前照会)

第9条 早期卒業予定者は、随時、早期卒業後に進学を希望する具体的な教育機関について、当該機関が第1条にいう高等教育機関に該当するか否か照会を行うことができる。ただし、次に掲げる教育機関については、そこに掲げる理由により照会を認めない。

- (1) 第1条にいう高等教育機関に該当すると認める機関  
当該教育機関における課程を修了することにより、学士・修士・専門職学位・博士を取得することとなる教育機関
  - (2) 第1条にいう高等教育機関に該当しないと認める機関  
学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）にいう短期大学、高等専門学校及び専修学校、ならびに裁判所法（昭和22年4月16日法律第59号）第14条にいう司法研修所
- 2 前項による照会を求める早期卒業予定者は、進学希望先の教育機関と当該教育機関において修学を希望する課程に関する資料を付して、当該教育機関が第1条にいう高等教育機関に該当するか否かの認定を随

時求めることができる。

- 3 前項の認定は、学務委員会において行う。学務委員会は、認定に必要な資料の追加提出を求めることができる。

(GPAの算出方法)

第10条 本規則にいうGPAは、次に掲げる方法によって算出する。また、小数第2位を切り捨てて算出する。

【GPAの算出方法】
$$GPA = \{ (\text{優上又はA+評価の単位数} \times 4.3) + (\text{優又はA評価の単位数} \times 4) + (\text{良又はB評価の単位数} \times 3) + (\text{可又はC評価の単位数} \times 2) + (\text{不可又はD評価の単位数} \times 0) \} \div \text{履修届出科目の総単位数}$$

(合否判定で行われる演習の取扱い)

第11条 合格又は不合格により判定される科目については、優上・優の評点を受けた科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合の算定又はGPAの算定に際して、算入しない。

(他の学部の子目の取扱い)

第12条 第2条第2項第(2)号(イ)及び第7条第1項第(1)号における取得単位数の算定にあたり、他の学部子に属する授業科目を履修し取得した単位は、学部規則第10条第2項の定める10単位を上限として算入する。

- 2 第2条第2項第2号(ロ)及び第7条第1項(2)において、優上又はA+、優又はAの評点を受けた科目子に係る単位数の履修届出単位数に対する割合を算定し又はGPAを算定する際、他の学部子に属する授業科目子に係る単位及びその評点もすべて算入する。

(追試験)

第13条 学部規則第12条による追試験は、学部規則第10条の2に基づく卒業のためには、学部規則第12条第3項第(2)号に該当する場合に限って、かつ学部規則第12条1項、2項及び4項の定めるところに従い、行う。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月20日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。





日本政治外交史	4	16	4			②				政	
ヨーロッパ政治史			4		②						政
現代政治理論			2					①			政
日本政治			4				②				政
行政学			4					②			政
国際政治			4			②					政
国際政治史			4						②		政
比較政治Ⅰ			4							②	政
比較政治Ⅱ			2						①		政
比較政治Ⅲ			2							①	政
政治学史			4						②		政
日本政治思想史			4							②	政
アメリカ政治外交史			4					②			政
アジア政治外交史			4							②	政
経済学基礎	4	4	4		②					経	
財政学			4					②		経	
金融論Ⅰ・Ⅱ			4					②		経	
会計学			2			①				経	
労働経済Ⅰ・Ⅱ			4					②		経	
国際経済論Ⅰ・Ⅱ			4						②	経	
生産システムⅠ・Ⅱ			4							②	経
統計学Ⅰ・Ⅱ			4			②					経
リサーチペーパー		2	2								
	48	50	44	238	⑤×2=10	⑦×2=34	⑨×2=38	⑫×2=44	⑭×2=60	⑯×2=56	

備考

- に囲まれている数字は1週の講義回数を示し、それ以外のものは単位数を示す。
- 「科目分類」は成績優秀者表彰のための科目の分類を示す。(法学部成績優秀者表彰規則第2条参照)。  
「共」は共通科目、「実」は実定法系科目、「基」は基礎法学系科目、「政」は政治系科目、「経」は経済系科目をそれぞれ示す。
- 配置学期は年度により一部変更される場合があるので時間表により確認すること。

## ○成績評価基準について

### 成績評価基準

本学部の成績評価（2005年度以降進学者）は、法学部規則第18条第2項に基づき、以下の基準により行われる。

優上	90点以上
優	80点以上
良	70点以上
可	60点以上
不可	不合格（60点未満）

※学生は、自己の成績が不可であった場合に限って、当該セメスターにおける成績発表後の指定された期間内に、所定の手続に従い説明願を提出し、当該科目に係る成績評価の説明を求めることができる。説明願の提出の期間及び手続等については、学務委員会が決定し掲示等により周知する。

### （参考）

なお、2004年度以前の進学者の成績について、得点に換算する必要がある場合には、以下の基準による。

優	80点以上
良上	78点以上
良	70点以上
可	60点以上
不可	不合格（60点未満）

## ○卒業時期について

卒業時期は、毎年度の学年末である。ただし、学年途中で卒業の資格を満たした場合には、学生の申し出により、年度途中でも、卒業を認めることがある。なお、次の各号に掲げる追試験によって卒業の資格を満たした場合には、当該各号に定める時期をもって卒業の時期とする。

- (1) 7月の追試験 7月末
- (2) 9月の追試験 9月末
- (3) 12月の追試験 12月末
- (4) 1月又は2月の追試験 当該年度末

## ○定期試験について

法学部規則第11条に定める定期試験の時期（2020年度）は、以下のとおりとする。

Sセメスターに授業が行われた科目	7月下旬
Aセメスターに授業が行われた科目	1月中旬～2月上旬
通年で授業の行われた科目	1月中旬～2月上旬

## ○留学中に履修した科目の相当科目・随意科目認定及び外国語科目認定について

本学部生が留学先大学において取得した単位について、以下のとおり取り扱う。

留学から帰国後に学生本人からの申請に基づき、留学先において履修し単位を取得した科目が本学部で開設されている授業科目に相当する場合には、審査の上、これを「相当科目」として、所属する類により必修科目、選択必修科目又は選択科目として認定する。相当科目に該当しない場合においては、審査の上、随意科目として認定する。また、本人からの申請に基づき、これら相当科目又は随意科目として認定された科目は、審査の上、外国語科目としても認定される。随意科目として認定された科目は上限10単位まで、法学部規則第10条第2項の10単位の中に組み込まれ、卒業単位の一部としてカウントされる。このようにカウントされる科目の中に外国語科目としても認定された科目がある場合、外国語科目としてもカウントされる。

## ○本学士入学について

本学士入学に関しては、1975年に法学部規則第24条の一部が改正され、相当な成績を修めている者については従前と同様に筆記試験及び口述試験を免除するが、それ以外の者は他学士入学の志願者と同じく入学試験を受けなければならないものとされた。

新しい規則は、1979年以降の法学部卒業者に適用されるが、附則により経過措置が定められているので、これを含めて、以下に説明する。

- (1) 1979年以降に法学部を卒業する者または卒業した者については、選考は、筆記試験及び口述試験による。ただし、次の者については筆記試験及び口述試験を免除する。
  - (a) 法学部において相当な成績を修めた者
  - (b) 1974年以前に法学部前期課程に入学し、休学のため1979年以降に卒業する者または卒業した者
- (2) 1978年以前に法学部を卒業した学生については、選考は、書類審査及び面接による。
- (3) いずれの場合においても、卒業後5年以上を経過して学士入学しようとする者については、面接を行うことがある。
- (4) 学士入学者（他学士入学者を含む。）であって卒業後再度学士入学しようとする者については、新たな卒業時を基準とし、(1)ないし(3)の例による。

## ○経過措置について（2017（平成29）年度進入学）

2017（平成29）年度進入学（新カリキュラム適用者）は、188～214頁と以下の説明を参照のこと。

2017（平成29）年度に法学部に進学又は入学した者については、以下の規則が適用される。

（改正前東京大学法学部規則）

第8条の2 学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2. 届出をしない授業科目は、履修することはできない。

第10条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、法学部を卒業して学士（法学）の学位を得るためには、学部通則第3条の定める在学期間中に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

### (1) 第1類

必修科目 全部（24単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（実定法）に掲げる各科目のうち12単位以上、選択必修科目（基礎法学）に掲げる各科目のうち4単位以上、選択必修科目（政治）に掲げる各科目のうち4単位以上及選択必修科目（経済）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

外国語科目 必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位のうち4単位以上

### (2) 第2類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（基礎法学）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

### (3) 第3類

必修科目 全部（20単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（法学）に掲げる各科目のうち4単位以上、選択必修科目（政治）に掲げる各科目のうち16単位以上及び選択必修科目（経済）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

なお、2017（平成29）年度進入学も新カリキュラム適用者なので、便覧193～198頁の別表が適用され、また、同203頁の法学部リサーチペーパー規則、同206～207頁の東京大学法学部公共法務プログラム・国際取引法務プログラム履修規程が適用される。また、授業科目配置学期一覧表は同213～214頁のものに従うこと。このほか、現行の法学部規則第10条第2項、第3項は適用される。

これに対し、第10条の2（早期卒業）については、適用されない。同201頁の法学部履修届出上限規則、同210～212頁の法学部早期卒業制度規則も、適用されない。

## ○経過措置について（2016（平成28）年度以前進入学）

2016（平成28）年度以前進入学（旧カリキュラム適用者）は216～223頁を参照のこと。

2016（平成28）年度以前に本学部に進学又は入学した者については、以下の規則及び別表が適用される。

（改正前東京大学法学部規則）

第2条 本学部に次の3課程（類）を置く。

- (1) 第1類（私法コース）
- (2) 第2類（公法コース）
- (3) 第3類（政治コース）

第8条の2 学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2. 届出をしない授業科目は、履修することはできない。

第10条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、本学部に卒業して学士（法学）の学位を得るためには、学部通則第3条の定める在学期間中に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 第1類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 英米法、フランス法及びドイツ法中より4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位

(2) 第2類

必修科目 全部（42単位）

選択必修科目 英米法、フランス法及びドイツ法中より4単位以上、国際法第2部、日本政治、行政学、国際政治、経済学基礎及び財政学中より4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位

(3) 第3類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 経済学基礎、財政学及び金融論中より4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位

2. 随意科目の単位は12単位を限り、前項の選択科目の単位にかえることができる。

なお、現行の法学部規則第10条第3項が適用される。また、便覧217頁記載の「旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う経過措置について」は記載の通りである。他方で、法学部規則第10条の2（早期卒業）は適用されない。同201頁の法学部履修届出上限規則、同210～212頁の法学部早期卒業制度規則も、適用されない。

### 旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う経過措置について

2015年3月5日教授会

2016年2月18日教授会

2017年1月19日教授会

旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う経過措置は、以下の通りとする。

#### 1 憲法

- ・2016（平成28）年度は、新「憲法」（6単位）とともに旧「憲法第2部」（2単位）を開講し、旧「憲法第1部」（4単位）の試験のみを実施する。
- ・2017（平成29）年度は、新「憲法」を開講するほか、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」の試験のみを実施する。
- ・2016（平成28）年度及び2017（平成29）年度においては、旧カリキュラム適用対象であって、かつ、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」のいずれの単位も取得していない学生は、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」に代えて新「憲法」を履修しうるものとし、その単位を取得した場合は、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」の単位を取得したものと同見做す。
- ・2018（平成30）年度以降においては、旧カリキュラム適用対象であって、かつ、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」のいずれか一方の単位を取得していない学生は、新「憲法」を履修しうるものとし、その単位を取得した場合は、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」の単位を取得したものと同見做す。この場合において、旧「憲法第1部」又は旧「憲法第2部」の単位を取得済みのときは、当該取得単位は、卒業の認定において法学部規則第10条第2項の随意科目として扱うものとする。

#### 2 「アジアビジネス法」及び「国際ビジネス法」

2017（平成29）年度以降は、旧カリキュラムにおいて、「アジアビジネス法」（2単位）及び「国際ビジネス法」（2単位）を各類における正規科目（選択科目）として開講する。

### 3 「統計学」, 「労働経済」, 「金融論」, 「国際経済論」, 「経営管理」

2017 (平成29) 年度以降は, 旧カリキュラムにおける「統計学」(4単位) は「統計学Ⅰ」(2単位) 及び「統計学Ⅱ」(2単位) として, 「労働経済」(4単位) は「労働経済Ⅰ」(2単位) 及び「労働経済Ⅱ」(2単位) として, 「金融論」(4単位) は「金融論Ⅰ」(2単位) 及び「金融論Ⅱ」(2単位) として, 「国際経済論」(4単位) は「国際経済論Ⅰ」(2単位) 及び「国際経済論Ⅱ」(2単位) として, 「経営管理」(4単位) は「生産システムⅠ」(2単位) 及び「生産システムⅡ」(2単位) として行う。

旧カリキュラム適用対象であって, かつ, 「統計学」, 「労働経済」, 「金融論」, 「国際経済論」, 「経営管理」(本項において, 以下, 「旧授業科目」という) のいずれかの単位を取得していない学生は, それぞれの旧授業科目に対応する2つの新授業科目(「Ⅰ」及び「Ⅱ」)の両方の単位を取得したときは, 当該旧授業科目の単位(4単位)を取得したものとみなす。旧授業科目に対応する2つの新授業科目のうち, 1つの科目のみを単位取得したときは, 随意科目として扱うものとする。

2016〔平成28〕年度以前の進学生に適用

(別表)

第1類

必修科目	憲法第1部	4単位	日本政治	4単位
	憲法第2部	2単位	日本政治外交史	4単位
	民法第1部	4単位	ヨーロッパ政治史	4単位
	民法第2部	4単位	現代政治理論	2単位
	民法第3部	4単位	行政学	4単位
	商法第1部	4単位	国際政治	4単位
	刑法第1部	4単位	国際政治史	4単位
	民事訴訟法第1部	4単位	比較政治Ⅰ	4単位
	刑事訴訟法	4単位	比較政治Ⅱ	2単位
	行政法第1部	4単位	比較政治Ⅲ	2単位
	政治学	4単位	政治学史	4単位
	民法基礎演習	2単位	日本政治思想史	4単位
	演習	2単位	アメリカ政治外交史	4単位
	選択必修科目	英米法	4単位	アジア政治外交史
フランス法		4単位	経済学基礎	4単位
選択科目	ドイツ法	4単位	会計学	2単位
	民法第4部	4単位	労働経済	4単位
	商法第2部	4単位	財政学	4単位
	商法第3部	4単位	金融論	4単位
	刑法第2部	4単位	国際経済論	4単位
	民事訴訟法第2部	4単位	経営管理	4単位
	民事訴訟法第3部	2単位	統計学	4単位
	行政法第2部	4単位		
	国際法第1部	4単位		
	国際法第2部	4単位		
	知的財産法	4単位		
	国際私法	4単位		
	労働法	4単位		
	国法学	4単位		
	租税法	4単位		
	経済法	4単位		
	社会保障法	2単位		
	消費者法	2単位		
	日本法制史	4単位		
	日本近代法史	2単位		
	西洋法制史	4単位		
	ローマ法	2単位		
	東洋法制史	2単位		
	比較法原論	2単位		
	中国法	2単位		
	ロシア・旧ソ連法	2単位		
	イスラーム法	2単位		
	法哲学	4単位		
	法社会学	4単位		
	法と経済学	2単位		

## 第2類

## 必修科目

憲法第1部	4単位
憲法第2部	2単位
民法第1部	4単位
民法第2部	4単位
民法第3部	4単位
刑法第1部	4単位
行政法第1部	4単位
行政法第2部	4単位
国際法第1部	4単位
政治学	4単位
民法基礎演習	2単位
演習	2単位

## 選択必修科目

英米法	4単位
フランス法	4単位
ドイツ法	4単位
国際法第2部	4単位
日本政治	4単位
行政学	4単位
国際政治	4単位
経済学基礎	4単位
財政学	4単位

## 選択科目

民法第4部	4単位
商法第1部	4単位
商法第2部	4単位
商法第3部	4単位
刑法第2部	4単位
民事訴訟法第1部	4単位
民事訴訟法第2部	4単位
民事訴訟法第3部	2単位
刑事訴訟法	4単位
知的財産法	4単位
国際私法	4単位
労働法	4単位
国法学	4単位
租税法	4単位
経済法	4単位
社会保障法	2単位
消費者法	2単位
日本法制史	4単位
日本近代法史	2単位
西洋法制史	4単位
ローマ法	2単位
東洋法制史	2単位
比較法原論	2単位
中国法	2単位
ロシア・旧ソ連法	2単位
イスラーム法	2単位

法哲学	4単位
法社会学	4単位
法と経済学	2単位
日本政治外交史	4単位
ヨーロッパ政治史	4単位
現代政治理論	2単位
国際政治史	4単位
比較政治Ⅰ	4単位
比較政治Ⅱ	2単位
比較政治Ⅲ	2単位
政治学史	4単位
日本政治思想史	4単位
アメリカ政治外交史	4単位
アジア政治外交史	4単位
会計学	2単位
労働経済	4単位
金融論	4単位
国際経済論	4単位
経営管理	4単位
統計学	4単位



第3類

必修科目

憲法第1部	4単位
憲法第2部	2単位
民法第1部	4単位
民法第2部	4単位
民法第3部	4単位
日本政治	4単位
日本政治外交史	4単位
ヨーロッパ政治史	4単位
政治学	4単位
現代政治理論	2単位
行政学	4単位
国際政治	4単位
演習	2単位

選択必修科目

経済学基礎	4単位
財政学	4単位
金融論	4単位

選択科目

民法第4部	4単位
商法第1部	4単位
商法第2部	4単位
商法第3部	4単位
刑法第1部	4単位
刑法第2部	4単位
民事訴訟法第1部	4単位
民事訴訟法第2部	4単位
民事訴訟法第3部	2単位
刑事訴訟法	4単位
行政法第1部	4単位
行政法第2部	4単位
国際法第1部	4単位
国際法第2部	4単位
英米法	4単位
フランス法	4単位
ドイツ法	4単位
知的財産法	4単位
国際私法	4単位
労働法	4単位
国法学	4単位
租税法	4単位
経済法	4単位
社会保障法	2単位
消費者法	2単位
日本法制史	4単位
日本近代法史	2単位
西洋法制史	4単位
ローマ法	2単位
東洋法制史	2単位
比較法原論	2単位

中国法	2単位
ロシア・旧ソ連法	2単位
イスラーム法	2単位
法哲学	4単位
法社会学	4単位
法と経済学	2単位
国際政治史	4単位
比較政治Ⅰ	4単位
比較政治Ⅱ	2単位
比較政治Ⅲ	2単位
政治学史	4単位
日本政治思想史	4単位
アメリカ政治外交史	4単位
アジア政治外交史	4単位
会計学	2単位
労働経済	4単位
国際経済論	4単位
経営管理	4単位
統計学	4単位
民法基礎演習	2単位

備考

- 1 上記の授業科目のほか、各類における選択科目として特別講義（2単位）を開講する。
- 2 各類における随意科目として開講される教育職員免許状を取得するために必要な他の学部の科目は、以下のとおりである。  
日本史学特殊講義（2単位）、史学概論（2単位）、西洋史学特殊講義（2単位）、東洋史学特殊講義（2単位）、地理学（4単位）、地誌（2単位）、哲学概論（4単位）、倫理学概論（4単位）

※2018年4月1日以降、文学部カリキュラム改正に伴い、地理学（4単位）は地理学Ⅰ（2単位）・地理学Ⅱ（2単位）に、哲学概論（4単位）は哲学概論Ⅰ（2単位）・哲学概論Ⅱ（2単位）に、倫理学概論（4単位）は倫理学概論Ⅰ（2単位）・倫理学概論Ⅱ（2単位）に、それぞれ変更となる。

授業科目配置学期一覧表(2016〔平成28〕年度までの進学生)

科目	必修			単位数	配置学期(第2学年～第4学年)						科目分類
	第1類	第2類	第3類		2S	2A	3S	3A	4S	4A	
憲法	6	6	6	6	第1部①	第1部①	第2部①				共
民法	12	12	12	12	第1部①	第1部①	第2部②	第3部②			共
商法	4			4			第1部②				実
刑法	4	4		4	第1部①	第1部①					実
民事訴訟法	4			4				第1部②			実
刑事訴訟法	4			4				②			実
行政法	4	8		8			第1部②	第2部②			実
政治学	4	4	4	4	②						共
国際法		4		4		第1部②					実
日本政治外交史			4	4			②				政
ヨーロッパ政治史			4	4		②					政
現代政治理論			2	2				①			政
民法基礎演習	2	2		2			①				実
演習	2	2	2	2			①	①	①	①	
英米法	4	4		4					②		基
フランス法				4					②		基
ドイツ法				4					②		基
国際法		4		4			第2部②				実
日本政治			4	4			②				政
行政学			4	4				②			政
国際政治			4	4		②					政
経済学基礎				4	4		②				経
財政学				4	4				②		経
金融論			4	4				②		経	
民法				4					第4部②		実
商法				8				第2部②	第3部②		実
刑法				4			第2部②				実
民事訴訟法				6					第2部②	第3部①	実
知的財産法				4						②	実
国際私法				4					②		実
労働法				4				②			実
国法学				4						②	実
租税法				4					②		実
経済法				4						②	実
社会保障法				2					①		実
消費者法				2						①	実
日本法制史				4					②		基
日本近代法史				2		①					基
西洋法制史				4			②				基
ローマ法				2						①	基
東洋法制史				2						①	基
比較法原論				2						①	基
中国法				2						①	基
ロシア・旧ソ連法				2						①	基

イスラーム法				2						①	基
法 哲 学				4						②	基
法 社 会 学				4	②						基
法 と 経 済 学				2						①	基
国 際 政 治 史				4					②		政
比 較 政 治 I				4						②	政
比 較 政 治 II				2					①		政
比 較 政 治 III				2						①	政
政 治 学 史				4					②		政
日 本 政 治 思 想 史				4						②	政
アメリカ政治外交史				4				②			政
アジア政治外交史				4						②	政
会 計 学				2			①				経
労 働 経 済				4				②			経
国 際 経 済 論				4					②		経
経 営 管 理				4						②	経
統 計 学				4		②					経
	50	50	50	232	⑦×2=14	⑭×2=28	⑳×2=40	㉒×2=44	㉘×2=58	㉚×2=54	

備考

- に囲まれている数字は1週の講義回数を示し、それ以外のは単位数を示す。
- 「科目分類」は成績優秀者表彰のための科目の分類を示す。(法学部成績優秀者表彰規則第2条参照)。  
「共」は共通科目、「実」は実定法系科目、「基」は基礎法学系科目、「政」は政治系科目、「経」は経済系科目をそれぞれ示す。
- 配置学期は年度により一部変更される場合があるので時間表により確認すること。

## 2. 法学部成績優秀者表彰規則

2003年4月10日教授会

2016年3月10日教授会

(表彰する領域)

第1条 成績優秀者の表彰は、本規則の定める主領域および副領域について行う。

(科目の分類)

第2条 成績優秀者を表彰するために、法学部で開講される全ての科目を、共通科目、実定法系科目、基礎法学系科目、政治系科目、経済系科目のいずれかに分類する。

2 共通科目、実定法系科目、基礎法学系科目、政治系科目、経済系科目は、別表に掲げるものの他、教授会が定めるものとする。

3 経済学部で開講されている科目で、法学部教授会の認定するものは、経済系科目に含める。

(主領域表彰)

第3条 主領域は、共通科目と実定法系科目を合わせて54単位以上取得した場合の共通科目と実定法系科目、あるいは共通科目と政治系科目を合わせて54単位以上取得した場合の共通科目と政治系科目とする。

2 主領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上である場合、「主領域（実定法系）最優秀」、あるいは「主領域（政治系）最優秀」と認定する。

3 主領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が2分の1以上である場合、「主領域（実定法系）優秀」、あるいは「主領域（政治系）優秀」と認定する。

4 前2項において、可の成績を得た単位数は、優上又は優の成績を得た単位数から差し引いて計算する。

5 第1項から第4項によると、共通科目と実定法系科目、共通科目と政治系科目のいずれもが主領域の表彰対象となり得るときは、学生本人がいずれかを主領域として選択するものとする。

(副領域表彰)

第4条 副領域の表彰は、主領域において表彰される学生について行う。

2 副領域は、実定法系科目、基礎法学系科目、政治系科目、経済系科目のうち、主領域に属する科目以外のもので、かつ22単位以上を取得した科目のそれぞれとする。

3 副領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上である場合、「副領域（実定法系）最優秀」、「副領域（基礎法学系）最優秀」、「副領域（政治系）最優秀」、もしくは「副領域（経済系）最優秀」と認定する。

4 副領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が2分の1以上である場合、「副領域（実定法系）優秀」、「副領域（基礎法学系）優秀」、「副領域（政治系）優秀」、もしくは「副領域（経済系）優秀」と認定する。

5 第3条第4項は、本条第3項および第4項について準用する。

6 複数の副領域について、本条第3項および第4項によりそれぞれ表彰することもできる。

(基礎法学系科目に関する特則)

第5条 基礎法学系科目について、14単位以上を取得しており、そのうち優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上の場合、主領域にも基礎法学系科目にも属さない科目で、学生本人の選択するものを、基礎法学系科目とみなして、「副領域（基礎法学系）最優秀」と認定することができる。

2 基礎法学系科目について、14単位以上を取得しており、そのうち優上又は優の成績を得た単位数の割合が2分の1以上の場合、主領域にも基礎法学系科目にも属しない科目で、学生本人の選択するものを、基礎法学系科目とみなして、「副領域（基礎法学系）優秀」と認定することができる。

3 前2項の規定により、優上又は優の成績を得た科目を基礎法学系科目とみなす場合、基礎法学系科目以外の副領域における「最優秀」および「優秀」を認定する際には、当該科目を除いて計算する。

(卓越)

第6条 主領域、副領域双方において「最優秀」と認定された者を、「卓越」と認定する。

附則

1 この規則は平成28年4月1日より施行する。

2 平成29年3月31日以前に本学部に進学または入学した者については、なお従前の例による。

成績優秀者表彰制度説明図

<p>科目分類群</p>	<p>共通科目</p> <p>実定法系科目</p> <p>政治系科目</p> <p>基礎法学系科目</p> <p>経済系科目</p>	<p>授業科目配置学期一覧表参照</p>						
<p>主領域表彰</p>	<p>共通科目14単位 + 実定法系科目40単位 = 54単位</p> <p>共通科目14単位 + 政治系科目40単位 = 54単位</p>	<table border="1"> <tr> <td>優上又は優の割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/3以上</td> <td>「主領域最優秀」</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>「主領域優秀」</td> </tr> </table>	優上又は優の割合		2/3以上	「主領域最優秀」	1/2以上	「主領域優秀」
優上又は優の割合								
2/3以上	「主領域最優秀」							
1/2以上	「主領域優秀」							
<p>副領域表彰</p>	<p>実定法系科目22単位</p> <p>政治系科目22単位</p> <p>基礎法学系科目22単位</p> <p>経済系科目22単位</p> <p>基礎法学系科目14単位 + その他の科目 = 22単位 (第5条特則)</p>	<table border="1"> <tr> <td>優上又は優の割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/3以上</td> <td>「副領域最優秀」</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>「副領域優秀」</td> </tr> </table>	優上又は優の割合		2/3以上	「副領域最優秀」	1/2以上	「副領域優秀」
優上又は優の割合								
2/3以上	「副領域最優秀」							
1/2以上	「副領域優秀」							
	<p>主領域・副領域双方において「最優秀」と認定</p>	<p>「卓越」</p>						

- ・示された単位数は最低取得単位数である。
- ・可は優上又は優と相殺される。
- ・副領域の表彰は主領域について表彰された者を対象として行う。副領域については、複数の領域について表彰を受けることができる。

## 法学部成績優秀者表彰規則 (2017(平成29)年3月31日以前入進学者用)

2003年4月10日教授会

第1条、第2条、第3条第2項ないし第5項、第4条第1項、同第3項ないし第6項、第5条第3項、第6条は現行規則と同じ。

(主領域表彰)

第3条 主領域は、共通科目と実定法系科目を合わせて60単位以上取得した場合の共通科目と実定法系科目、あるいは共通科目と政治系科目を合わせて60単位以上取得した場合の共通科目と政治系科目とする。

(副領域表彰)

第4条 2 副領域は、実定法系科目、基礎法学系科目、政治系科目、経済系科目のうち、主領域に属する科目以外のもので、かつ24単位以上を取得した科目のそれぞれとする。

(基礎法学系科目に関する特則)

第5条 基礎法学系科目について、16単位以上を取得しており、そのうち優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上の場合、主領域にも基礎法学系科目にも属さない科目で、学生本人の選択するものを、基礎法学系科目とみなして、「副領域(基礎法学系)最優秀」と認定することができる。

2 基礎法学系科目について、16単位以上を取得しており、そのうち優上又は優の成績を得た単位数の割合が2分の1以上の場合、主領域にも基礎法学系科目にも属しない科目で、学生本人の選択するものを、基礎法学系科目とみなして、「副領域(基礎法学系)優秀」と認定することができる。

### 成績優秀者表彰制度説明図

科目分類群	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">共通科目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">実定法系科目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">政治系科目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基礎法学系科目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">経済系科目</div>	授業科目配置学期一覧表参照						
主領域表彰	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">共通科目22単位 + 実定法系科目38単位 = 60単位</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">共通科目22単位 + 政治系科目38単位 = 60単位</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">優上又は優の割合</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>2/3以上</td> <td>「主領域最優秀」</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>「主領域優秀」</td> </tr> </table>	優上又は優の割合		2/3以上	「主領域最優秀」	1/2以上	「主領域優秀」
優上又は優の割合								
2/3以上	「主領域最優秀」							
1/2以上	「主領域優秀」							
副領域表彰	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">実定法系科目24単位</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">政治系科目24単位</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基礎法学系科目24単位</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">経済系科目24単位</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基礎法学系科目16単位 + その他の科目 = 24単位 (第5条特則)</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">優上又は優の割合</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>2/3以上</td> <td>「副領域最優秀」</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>「副領域優秀」</td> </tr> </table>	優上又は優の割合		2/3以上	「副領域最優秀」	1/2以上	「副領域優秀」
優上又は優の割合								
2/3以上	「副領域最優秀」							
1/2以上	「副領域優秀」							
	主領域・副領域双方において「最優秀」と認定	「卓越」						

- ・示された単位数は最低取得単位数である。
- ・可は優上又は優と相殺される。
- ・副領域の表彰は主領域について表彰された者を対象として行う。副領域については、複数の領域について表彰を受けることができる。

### 3. 受験者心得

1. 受験者は、試験開始の定刻20分前までに試験場に到着し、10分前には必ず入場していること。
2. 試験場内の座席は、入場の際係員が交付する番号札によって定める。番号札は退場の際必ず返還すること。  
着席番号以外の座席に許可を得ないで着席して受験した場合には、その科目の試験を無効にする。
3. 受験者は、入場の際学生証を必ず係員に提示し、入室すること。学生証は着席後机上の見やすい場所に置くこと。
4. 答案用紙は、入場の際係員から受取り入室すること。問題配付前に用便等で外出する場合には、学生証を必ず係員に預けておくこと。
5. 答案用紙は、学部所定のものを使用することを原則とする。答案用紙は氏名票のほか、原則として、縦書1冊8枚又は横書1枚の用紙からなっており、追給はしないので、入室後枚数を確認すること。書き損じた場合でも用紙をはぎ取ったり、折りたたんだりなどしてはならない。  
答案用紙は、いかなる場合でも持ち帰ってはならない。
6. 受験者は、持ち込みを許可されたもの以外の書籍・ノートの類を机上に置いてはならない。
7. 答案の作成は、ペン又は万年筆（ただし、インクが消しゴムで消せないものに限る）を使用する。  
なお、修正液・修正テープの使用は認めていない。
8. 試験開始後は、遅刻者の入場は認めない。ただし、特別の事情により遅刻した者については、定刻後30分以内までに限り、その入場を認めることがある。  
試験時間途中で答案を提出（あるいは試験を放棄）して退場することは、試験開始30分後から試験終了10分前までに限り、認める。  
試験を放棄する場合には、答案用紙及び氏名票に必要な事項を記入のうえ大きく放棄と明記し、その答案用紙を直接監督者に渡して退場すること。試験を放棄した場合、試験を欠席したものとみなして、旧カリキュラム適用学生、履修届出上限規則・早期卒業規則の適用のない新カリキュラム適用学生については未受験として、履修届出上限規則・早期卒業規則の適用のある新カリキュラム適用学生については不可として、処理する。
9. 受験者は、入室後又は試験中、監督者の許可を得ないで、試験場外に出るはならない。
10. 試験終了の合図によって、直ちに筆を置いて、答案を教壇の上の指定の箇所に提出すること。なお、答案に氏名、学生証番号等がないときは、その答案は無効となる。
11. 試験場内においては、すべて係員及び監督者の指示に従わなければならない。
12. 試験は公正に行われるべきであり、不正な行為は厳に慎まなければならない。このことは受験者の守るべき規律として当然のことであるが、本学部の試験に際してはこの点特に注意されたい。六法等の持ち込みを許可された場合も、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為である。
13. レポート作成についても、インターネット上で公開されている記事等を含め他人の著作物を剽窃するなどしてはならないことはもちろんである。

### 4. 事務手続上の注意

#### (1) 学生への連絡方法

本学部では、授業・試験関係及び学習上必要な手続などは、法文1号館アーケード所定の掲示場への掲示及び一部の情報については学部チームオンライン掲示板によって連絡するので、毎日必ず掲示等を確認すること。掲示場は、第1から第3までが教務関係、第5が厚生関係（学部・大学院共通）となっている（第4は大学院関係、第6は留学生関係）。また、学生への連絡は、所定の掲示場における呼出しのほか、急を要する場合には、郵便・電話・Eメール等により連絡するので、学務システム（UTAS）に入力されている連絡先等を確認し、修正が生じた場合はすみやかに修正入力すること。

#### (2) 学生証の携帯

学務関係の事務手続には、原則として学生証提示を求められるので、手続に際しては必ず携帯すること。なお、学生証を紛失した場合は、すみやかに学部チーム窓口届け出ること。

(3) 学部チーム窓口の取扱い事務

- ・ 進学, 学士入学等の手続
- ・ 演習参加申込み等の手続
- ・ 休学願, 退学願, 卒業見込届, 留年届, 海外渡航届等の手続
- ・ 在学証明書, 成績証明書, 卒業証明書, 通学証明書等の交付手続
- ・ 教育職員免許状授与申請等の手続
- ・ 団体設立届, 同継続届の手続
- ・ 就職相談など就職事務一般

(4) 施設の利用

(イ) 図書室

本学部には以下の図書室があり、学生はこれらを利用することができる。

**法学部研究室図書室 (法3号館4階)**

※詳しい案内は「東京大学法学部研究室図書室」Webサイト (<http://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/>) を参照のこと。

**【開室時間】**

平日 午前9時－午後5時 (出納受付 午前9時－午後4時30分)

土曜・日曜・祝日は利用できない。この他、書架点検日 (閉室日)、本学入学試験日、夏季閉室日、年末年始は閉室

**【利用方法】**

- ・ 法3号館への入館および図書室への入室には学生証の提示が必要。必ず持参すること。
- ・ 雑誌は開架フロアにあるが、図書の大半は書庫内にあるため職員が出納する。
- ・ 図書、雑誌の貸出は行っていない。図書室内での閲覧、複写のみ可能。
- ・ 東大他キャンパス、他大学で所蔵する資料・複写物の取寄せが可能。申込みはMyOPAC から行うこと。
- ・ 不明な点は、カウンターまたは図書閲覧チーム (内線23137) に尋ねること。

**近代日本法政史料センター (明治新聞雑誌文庫) (史料編纂所地下1階)**

※詳しい内容は「近代日本法政史料センター」Webサイト (<http://www.meiji.j.u-tokyo.ac.jp/>) を参照。建物の耐震改修工事のため2021年夏頃まで休館。スケジュールなどはWebサイトを参照のこと。

**【開室時間】**

平日午前9時－午後4時30分 (出納受付 午前9時－12時、午後1時－4時30分)

土曜・日曜・祝日は利用できない。この他、書架点検日 (閉室日)、臨時閉室日、本学入学試験日、夏季閉室日、年末年始は閉室。

**【利用方法】**

- ・ 当文庫を利用しようとする本学部の学生は、入室時に担当者に学生証を提示し、閲覧票に記入して資料を請求し、文庫閲覧室で閲覧することとする。所蔵資料は、当文庫外に持ち出してはならない。
- ・ 当文庫所蔵の資料は、別に定めるところにより複写の申込みをすることができる。
- ・ 破損のおそれがある資料、または個人情報に関わる資料等の利用は制限することがある。
- ・ 当文庫の資料および設備、備品の利用については担当者の指示に従うこととする。
- ・ 不明な点は、文庫事務室 (内線23171) の担当者に尋ねること。

(ロ) 演習室

演習室は、大学院の講義及び学部の演習のために使用しているが、授業に支障がない限り一定の要件の下で学生の自習のためにも使用を認めている (この使用申込みの受付は、緑会委員会に委託している)。大学院又は学部の授業・演習等の行事に変更を生じた場合には、大学院又は学部で演習室を使用するため、学生の自習のための使用を中止し、又は日時を変更せざるをえないことがあるので、こ



のことを承知しておかれない。

演習室の使用時間は、午前9時から午後9時まで（ただし、授業期間外は午後5時まで）となっているので、午後9時（又は午後5時）には必ず全員退館するよう使用時間を厳守すること。また、使用後は、室内の清掃、整理・整頓、戸締り、消灯及び施錠を必ず行うこと。

なお、土曜日、日曜日、祝日、法による休日及び年末年始には、演習室の使用はできない。

(ハ) 掲示場

各種団体及び学生が、通知その他連絡などのため、ビラ等を掲示しようとするときは、本学部所定の掲示場を使用すること。

掲示場以外の建物の壁、柱等を上記の目的のため使用することは認められない（建物の汚損防止のため、即座に撤去するので注意すること）。

(ニ) 構内における交通

構内では交通標識等に注意し、車両制限速度等の交通ルールを守ること。

なお、法学部近辺（正門から時計台に向う銀杏並木通り及び法文2号館と法3号館との間の通路）へのオートバイの進入は、騒音により授業の妨害となるので、厳に慎まれない。

(5) 各種団体の届出

学生が各種団体を設立し、又はすでに設立してある団体を継続しようとするときは、毎学年の始めに学部チームに届出ること。

(6) そ の 他

本学部における学習にあつては、「法学部便覧」及び「本郷の学生生活」、「総合図書館利用案内」等を参照するほか、授業科目の履修について不明な点があれば、遠慮なく学部チームに相談されたい。

## 5. 法学部学務関係年間行事予定表

(2020年度)

月	旬	摘 要	
3月	中旬	2020年度授業時間表発表 2020年度開講科目シラバス公開	
	下旬	Sセメスター・通年演習（本募集）申込み 早期卒業認定申請期間－23日～27日 Sセメスター定期試験時間表発表	
4月	月上旬	進入学手続（学生証交付・更新、便覧交付）－1日・2日 進学者ガイダンス（新3年生・学士入学者）－2日午後 25番教室 推薦入試入学者ガイダンス－3日午前 26番教室 Sセメスター・通年演習（追加募集）申込み Sセメスター・通年授業開始－3日	
	中旬	東京大学春季入学式－12日 リサーチペーパー履修届提出 成績評価説明願受付（2019年度Aセメスター定期試験成績のみ）	
	下旬	授業科目履修登録（Sセメスター・通年） 定期健康診断（保健センター）－4月～6月	
	5月	中旬	大学院法学政治学研究科（総合法政専攻）修士課程紹介ガイダンス
6月	月上旬	9月卒業見込届提出（前期分授業料完納のこと） リサーチペーパー題目届提出	
	下旬	補講時間表発表	
7月	月上旬	リサーチペーパー提出（含むリサーチペーパー誓約書） 大学院法学政治学研究科（法曹養成専攻）入学試験ガイダンス 大学院法学政治学研究科（総合法政専攻）博士課程紹介ガイダンス	
	中旬	補講期間－3日午前、10日、13日 Sセメスター授業終了－13日 Sセメスター定期試験－14日～22日 夏季休業開始－23日	
	8月	月上旬	リサーチペーパー口述試験実施（対象者のみ）
	下旬	Sセメスター定期試験成績発表、追試験受験科目届提出	
9月	月上旬	学士入学（本学士・他学士）選考要項発表 Sセメスター追試験	
	中旬	早期卒業認定・撤回等申請期間－未定 授業料（後期分）免除申請手続（本部奨学厚生課） Aセメスター演習（本募集）申込み 9月卒業発表	
	下旬	年度末定期試験時間表発表 夏季休業終了－24日 Aセメスター授業開始－25日	
	10月	月上旬	Aセメスター演習（追加募集）申込み

		成績評価説明願受付 (2020年度Sセメスター定期試験成績のみ)
	中旬	リサーチペーパー履修届提出
		日本学生支援機構奨学金返還誓約書等の配付
	下旬	授業科目履修登録 (Aセメスター)
		学士入学 (本学士・他学士) 願書受付
11月	月上旬	リサーチペーパー題目届提出
		卒業見込届・留年届提出
	中旬	補講時間表発表
	下旬	学士入学試験・筆記 (本学士・他学士)
12月	月上旬	日本学生支援機構奨学金継続願の手続
	中旬	リサーチペーパー提出 (含むリサーチペーパー誓約書)
	下旬	冬季休業開始-26日
1月	月上旬	冬季休業終了-3日
		補講期間-12月25日、1月4日、6日、8日
		学士入学試験・口述 (本学士・他学士)
	中旬	Aセメスター授業終了-8日
		学士入学試験 (本学士・他学士) 合格者発表
		Aセメスター定期試験-14日~2月4日 (1月15日、18日を除く)
2月	月上旬	リサーチペーパー口述試験実施 (対象者のみ)
	中旬	転類願提出 (翌年度以降引続き在学する者)
		翌年度授業料 (前期分) 免除申請手続 (本部奨学厚生課)
		Aセメスター定期試験成績発表, 追試験受験科目届提出
	下旬	Aセメスター追試験
3月	月上旬	卒業生発表
	中旬	2021年度授業時間表発表
		2021年度開講科目シラバス公開
	下旬	学位記伝達-23日 (予定) (学位記・卒業証明書等交付)
		Sセメスター・通年演習 (本募集) 申込み
		早期卒業認定申請期間-未定

(注) 上記の予定表に記載されている教務関係手続のうち、「授業科目履修登録」「演習申込み」「リサーチペーパー履修登録」及び「卒業見込届」又は「留年届」の提出については、特に遺漏のないよう充分注意すること。なお、提出期間は、掲示によってその都度確認し、厳守すること。

## 交通スト等の場合の休講措置

午前中の授業については午前6時の時点で、午後の授業については午前10時の時点で、ストライキ等により、首都圏において、JR電車が全面的に運転を休止し、かつその他大手私鉄のいずれか1社もその運転を全面的に休止している場合には、それぞれを休講とする。

必要に応じ、その都度確認のための掲示を行うが、いずれにせよ上記の基準によっている。

## 防災避難心得

大規模地震による災害が発生したとき、教室等から安全かつ迅速に避難するため、次の事項を平常時から心得ておくこと。

(避難心得)

1. 地震が発生したときは、ガラス窓からできるだけ離れ、座ブトン、カバン、本などで頭部を保護し、机の下にもぐり込む。
2. 地震の大揺れ（1～2分）が収まったら、被災状況を見極め、相互に無事を確認合う。
3. 地震の大揺れが収まってもすぐ建物の屋外に飛び出さず、地震災害の情報を非常用マイク放送によって正確に把握するよう努める。
4. 避難の開始は、授業担当教員の指示によって行動する。
5. 避難は、非常口に近い座席の着席者から順次冷静に行動し、自衛消防隊員の誘導、指示に従う。なお、持ち物は、できるだけカバン程度の少なめとし、身軽に行動できるようにする。
6. 避難器具（なわばしご）は、避難通路の使用が不可能となった場合のほかは、その使用を控える。ただし、なわばしごの所在位置、使用方法については、平常時に必ず確認しておくようにする。
7. 教室等から避難、脱出が不可能となった場合には、窓ガラスを破り、救助を求めるとともに、公設消防隊のハンゴ車、空中作業車のバスケットによる救出を待つようにする。
8. 避難通路の非常口階段は、決して駆け降りてはいけない。窓ガラスの破片などで転びケガをするおそれがある。
9. 建物の屋外へ出るときは、窓ガラスの破片、外壁タイル、ガラスブロックなどの落下物に注意する。その際、頭部は、持ち物で必ず保護する。
10. 避難場所は、銀杏並木とする。
11. 避難場所に集合したあとは、法学部災害対策部長（法学部長）の指示によって、状況に応じ時差帰宅（段階的に帰宅させる）を開始することになる。

# 教育職員免許状取得についての法学部科目一覧表

(以下の表は、2018年4月1日以降の入学者に適用される。)

○高等学校教諭一種免許状（公民）

科目区分	単位数	授 業 科 目
「法律学（国際法を含む）」、政治学（国際政治を含む）」	1単位以上	憲 法 第 1 1 ～ 4 民 法 第 1 1 ～ 3 刑 法 第 1 1 ・ 2 民 事 訴 訟 法 第 1 1 ～ 3 刑 事 訴 訟 法 行 政 法 第 1 1 ・ 2 ○ 国 際 法 第 1 1 国 際 法 第 2 2 国 英 フ ラ イ ン ス ド 知 的 財 産 国 労 働 法 国 租 税 法 経 比 較 シ ア ・ 原 中 国 旧 ソ 連
		○ 政 治 学 日 本 政 治 学 ○ 国 際 政 治 学 現 代 政 治 理 論
「社会学、経済学（国際経済を含む）」	1単位以上	法 社 会 学
		財 政 学 基 礎 ○ 経 済 論 I ・ II 金 融 論 I ・ II 労 働 経 済 論 I ・ II ○ 国 際 経 済 論 I ・ II 生 産 シ ス テ ム I ・ II 法 と 経 済 学
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1単位以上	日 本 政 治 思 想 史 法 学 概 論 I ・ II ( 文 )
		○ 倫 理 学 概 論 I ・ II ( 文 )
小計	20	

	(16)	教職科目，又は上記科目区分に関係なく 公民関係科目16単位
合計	20 (36)	

※237頁の [注意] をよく読むこと。

(以下の表は、2018年3月31日以前の入学者に適用される。)

○中学校教諭一種免許状(社会)

科目区分	単位数	授業科目	科目区分	単位数	授業科目
日本史及び外国史	1単位以上	日本政治外交史 ○日本法制史 日本近代法史 ○日本史学特殊講義(文)	「法律学, 政治学」	1単位以上	法学 労働法 租税法 経済学 比較法 ロシヤ・旧ソ連 中国
		政治学 ○政治学 日本政治学 ○国際政治学 現代政治学			
	西洋史 ヨーロッパ政治史 比較政治史 国際政治史 アメリカ政治外交史 西洋法制史 ローマ法 ○西洋史学特殊講義(文) ○史学概論(文)	社会学 社会学			
地理学(地誌を含む。)	1単位以上	東洋史 アジア政治外交史 東洋法制史 イスラーム法 ○東洋史学特殊講義(文)	「社会学, 経済学」	1単位以上	社会学 社会学
	人文地理学及び自然地理学 ○地理学(文)	社会学 社会学			
「法律学, 政治学」	1単位以上	地誌 ○地誌(文)	「哲学, 倫理学, 宗教学」	1単位以上	哲学 日本政治思想史 日法哲学概論(文)
		○地誌(文)			倫理学 ○倫理学概論(文)
	1単位以上	民法第1・2部または憲法 民法第1～4部 商法第1～3部 刑法第1・2部 民事訴訟法第1～3部 刑事訴訟法 行政法第1・2部 ○国際法第1部 国際法第2部 米 フランス ドイツ 知的財産法 国際私法	小計	20	
	1単位以上	○国際私法	合計	20 (28)	教職科目、又は上記科目区分に関係なく 社会科関係目8単位

※237頁の「注意」をよく読むこと。

○高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

科目区分	単位数	授 業 科 目
日本史	1単位以上	日本政治外交史 ○日本法制史 日本近代法史 ○日本史学特殊講義(文)
外国史	1単位以上	ヨーロッパ政治史 比較政治史 国際政治史 アメリカ政治外交史 西洋法制史 ローマ法 ○西洋史学特殊講義(文) ○史学概論(文)
		アジア政治外交史 東洋法制史 イスラーム法 ○東洋史学特殊講義(文)
人文地理学及び自然地理学	1単位以上	人文地理学及び自然地理学 ○地理学(文)
地誌	1単位以上	地誌 ○地誌(文)
小計	20	
	(16)	教職科目、又は上記科目区分に関係なく地理歴史関係科目16単位
合計	20 (36)	

※237頁の「注意」をよく読むこと。

○高等学校教諭一種免許状（公民）

科目区分	単位数	授 業 科 目
「法律学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）」	1単位以上	法 律 学 憲法第1・2部または憲法第1部 民法第1～4部 商法第1～3部 刑法第1・2部 民事訴訟法第1～3部 刑事訴訟法第1・2部 行政訴訟法第1・2部 ○国際法第1部 国際法第2部 英国米ンス フドライツ 知的財産法 労働法 租税 比較法 シニア・旧ソ連 ○政治学 ○政行本政 ○国際政 政現 代 政 治 理 学 治 学 治 史 論
		社会 学 法 社 会 学 ○財 政 融 基 礎 論 ○経 済 学 融 融 論 ○国 際 經 済 管 理 学 法 と 經 済 学
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1単位以上	哲 学 日 本 政 治 思 想 史 法 哲 学 概 論 ( 文 )
		倫 理 学 ○ 倫 理 学 概 論 ( 文 )
宗 教 学		
心 理 学		
小計	20	
	(16)	教職科目、又は上記科目区分に関係なく公民関係科目16単位
合計	20 (36)	



[注意]

1. 科目区分欄について

- ① 「       」内のものは、科目区分群であって、そのうち1科目区分以上修得するものとする。
- ② (……を含む。)とあるものは、必ず含まなければならない。
- ③ 「及び」とあるものは、そこに記された科目区分全部を修得しなければならない。

2. 「教職科目、又は上記科目区分に関係なく〇〇関係科目」とは、教育職員免許法第5条別表第1に定める教科又は教職に関する科目をいう。

3. 授業科目名の前に○を付している科目は、一般的包括的内容を含む科目である。法学部の場合、これらの科目全てを修得する必要があるので注意すること。

4. 教育職員免許取得を目指す学生は、法学部学部チーム窓口で単位修得方法等を早めに確認すること。

# 3. 関連規則

## 1. 東京大学法学部研究室規程（抜粋）

### 第3章 図書等の利用

（図書室の利用時間）

第20条 図書室は、休日を除き、月曜日から金曜日までの午前9時から午後9時まで及び土曜日の午前9時から午後5時30分まで利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項第13号から第15号及び同条第2項に掲げる者による図書室（ただし法制史資料室は除く。）の利用は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。法制史資料室の利用時間は別に定める。

3 図書・学術情報委員会は、必要と認めたときは、前2項の利用時間を変更することができる。

4 図書・学術情報委員長は、緊急の必要があるときは、前3項に定める利用時間を臨時に変更することができる。

（図書利用資格者）

第21条 図書等の利用又は閲覧資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本研究科に所属する教授、准教授、講師及び助教
- (2) 本研究科又は法学部の教授又は准教授であった者
- (3) 公共政策学連携研究部に専属する教授、准教授
- (4) 客員教員
- (5) 非常勤講師及び本研究科担当の他部局教員
- (6) 特任教員
- (7) 本研究科又は公共政策学連携研究部に所属する職員
- (8) 本研究科学生及び本研究科研究生並びに公共政策学教育部の学生
- (9) 客員研究員として本研究科又は公共政策学連携研究部に受入れを認められた者
- (10) 本研究科又は公共政策学連携研究部の特任研究員
- (11) 日本学術振興会特別研究員等として本研究科に受入れを認められた者
- (12) 本研究科若しくは法学部の講師若しくは助教又は本研究科総合法政専攻の学生であった者で第13条に定める許可を得た者
- (13) 法学部の学生
- (14) 図書室利用規程第2条第1号から第3号に定める者で前号までに掲げた者に含まれない者
- (15) 図書室利用規定第3条に定める一般閲覧者（以下「一般閲覧者」という。）

2 前項第14号に掲げる者のうち、部局間の図書相互利用規程その他により教授会が認める者は、その定めるところに従い、図書等を利用することができる。

3 前2項に掲げる者は、利用資格がなくなったときは、遅滞なく利用中の図書等及び利用証等を返還しなければならない。

（図書室入室手続き）

第22条 第21条第1項第1号から第13号に掲げる者は、入室に際し、職員証・学生証又は利用証を提示するものとする。

（一般閲覧）

第23条 一般閲覧者は、別に定める手続により申請することにより、希望する図書等を、指定された場所において閲覧することができる。

2 一般閲覧者が、申請することにより閲覧することのできる図書等は、1回5冊以内とし、かつ、当日中に返還しなければならない。

3 前項によって閲覧する図書等は、指定された場所の外に帯出してはならない。

4 前項までの規定は、第21条第1項第13号及び第14号に定める利用資格者に準用する。

## 2. 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター (明治新聞雑誌文庫) 利用規程 (抜粋)

(利用者)

第2条 文庫を利用できる者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学教職員、大学院学生、学生、研究員、研究生、聴講生

(開室日)

第3条 文庫の開室時間は、月曜日から金曜日まで、午前9時から午後4時30分までとする。国民の祝日(振替休日等を含む)、本学入学試験日、年末年始、その他必要な場合は臨時に閉室する。

(利用手続き)

第4条 文庫を利用しようとする者は、文庫受付にその旨を申し出、所定の手続きを行うこととする。

(帯出禁止)

第5条 文庫所蔵の資料は、特別に許可された場合を除き、文庫外に持ち出してはならない。

(複写)

第6条 文庫所蔵の資料は、別に定めるところにより複写の申込をすることができる。

### 3. 緑会会則及び施行規則

#### 1. 会 則

##### 第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は東京大学法学部緑会と称する。

第2条 (目的) 本会は東京大学法学部学生の自治により、学問の自由を確保し学生生活の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業) 本会は次の事業を行う。

1. 総会、音楽会、映画会、その他会員相互の親睦を図るために必要な事業

1. 運動会、旅行、その他会員の振興に必要な事業

1. 講演会、小集会、調査研究、討論会、会誌の頒布、その他会員の文化的活動を促進するために必要な事業

1. 内職、下宿、図書購入、貸出の斡旋、その他会員の厚生に必要な事業

1. 学風の振興、学部の教育、その他の部務に関する学生の与論の喚起と反映等学内の民主化に必要な事業

第4条 (事務所) 本会は事務所を東京都文京区本郷7丁目3番1号、東京大学法学部内におく。

第5条 (会員の種類と資格) 本会の会員は普通会員、特別会員及び賛助会員とする。

東京大学法学部学生は普通会員とする。

東京大学法学部職員は特別会員とする。

東京帝国大学法科大学及び法学部卒業生は特に入会して賛助会員になることができる。

##### 第2章 役員、役員会及び職員

第6条 (種類) 本会に次の役員をおく。

会 長 1名 委員長 1名

副委員長 1名 委 員 15名 (委員長、副委員長を含む)

評 議 員 若干名

第7条 (選任) 会長は法学部長とする。

委員長及び副委員長は委員会の指名により会長がこれを委嘱する。

委員は施行規則に基づいて普通会員の中より選出し会長がこれを委嘱する。

評議員は特別会員の互選により会長がこれを委嘱する。

第8条 (解任及び補充) 委員を委嘱されたもので委員会の議決により不相当と認められた時は学生大会の承認を経て会長がこれを解任する。欠員には施行規則により補充を行う。

第9条 (任期) 委員長、副委員長、委員及び評議員の任期は半年とする。但し重任を妨げない。

補充により就任した役員は前任者の任期を引継ぐ。

任期が満了した役員の後任者の委嘱は毎年6月、12月にこれを行う。

第10条 (会長) 会長は本会を代表し会務を掌理する。

第11条 (委員長) 委員長は委員会を代表し会務を掌理する。

第12条 (副委員長) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。

第13条 (委員) 委員は委員会を組織し会務を執行する。

第14条 [削除]

第15条 (評議員) 評議員は委員会の諮問に答える。

第16条 (報酬) 委員は有給とすることができる。その給与については委員会の議決により学生大会の承認を経て会長がこれを定める。

第17条 (委員会) 委員会は毎週1回例会を開く外、委員長が必要ありと認めた時及び委員5分の1以上

の請求がある時は臨時会を開かなければならない。

委員会は委員の過半数の出席を以て成立する。

委員会の会議は公開とする。但し議決により秘密会とすることができる。

委員会の議決が有効に成立するためには出席した委員の過半数の同意を必要とする。

但し委員の解任及び秘密会の開催は出席した委員の3分の2以上の同意を必要とする。

第18条 〔削除〕

第19条 (職員) 委員会は必要と認めた時に会長の同意を経て会員その他の者に本会の事務を委嘱することができる。

### 第3章 学生大会

第20条 (権限) 学生大会は学生自治の最高の議決機関である。

第21条 (招集) 学生大会は学生大会議長が次の場合にこれを招集する。

1. 毎年定期大会(春秋2回)

1. 委員会が学生大会の開催を請求した時

1. 普通会員が60名以上連署して学生大会の開催を請求した時

第22条 (成立) 学生大会を招集するには会議の目的, 日時, 場所を開催の3日前までに提示しなければならない。但し緊急の場合はその限りではない。

学生大会は普通会員が300名以上出席したときに成立する。

学生大会が定足数に満たないときは仮決議を行うことができる。但し次の学生大会で否決されたときはその効力を失う。仮決議を行ったときはなるべく速やかに学生大会を開かなければならない。このときは定足数は問わない。

第23条 (役員) 学生大会の議長, 副議長は各1名とする。議長, 副議長は毎年6月, 12月に委員の改選と同時にこれを公選する。議長, 副議長の任期は半年とする。但し再任を妨げない。

議長, 副議長が欠位となったとき, 継位者は前任者の任期を引継ぐ。

第24条 (役員職務) 議長は大会を招集し, その秩序を保持し, 議事を整理し, 且つ大会の事務を総轄する。

副議長は議長を補佐し, 議長事故あるときはその職務を代行する。

第25条 (緊急動議) 緊急動議を議題とするには過半数の賛成を必要とする。

第26条 (傍聴者) 傍聴者は原則として発言することはできない。

第27条 (議決) 学生大会の議決は出席者の過半数の同意によって成立する。但し会則の変更又は委員会解散の議決をなすには出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第28条 (議事録) 学生大会の議事について議事録を作成し, 議事録の概要はこれを掲示しなければならない。

### 第4章 学生投票

第29条 学生大会の過半数の議決によって学生投票を行うことができる。

第30条 学生投票を行う場合は学生大会議長は投票の目的, 方法, 日時, 場所を投票の5日前までに公示しなければならない。

但し大会に於て緊急と認めた場合はこの限りでない。

第31条 投票による決定には有効投票数が500票以上あることを要し, 決定に関しては学生大会の議決の規程を準用する。

第32条 投票管理者は学生大会議長を委員長として, 副議長, 緑会委員を以て構成する。

第33条 投票立会人に関しては委員会成立規定を準用する。

第34条 投票に関するその他の細目は公職選挙法の趣旨による。但し異議申立は7日以内にしなければならない。

## 第5章 会 計

第35条（会計事務） 本会の会計事務については特に専任委員を設けてこれを行わせる。

第36条（経費） 本会の経費は入会金、会費及び寄附金、その他の収入を以てこれに充てる。

第37条（収支） 本会の収入及び支出はすべて予算による。

第37条の2（予算） 本会の予算はこれを部、款、項に分つ。

予算には予備費をおくことができる。

本会の予算は毎会計年度の開始前に委員会がこれを編成し、評議員に諮問して定期学生大会の議決を経てこれを決定する。

第37条の3（決算） 本会の決算は毎会計年度の終了後、定期学生大会の承認を受けなければならない。

第38条（会計年度） 本会の会計年度は上半期7月1日より12月31日まで、下半期1月1日より6月30日までとする。

## 第6章 会則の変更

第39条 本会の会則を変更するには学生大会の議決を経て、会長の同意を必要とする。

### 2. 施行規則

#### 第1章 委員選出規定

第1条 東京大学法学部緑会々則第7条第3項の委員は選挙によって選出する。

第2条 選挙は毎年6月、12月にこれを行う。

第3条 委員の選挙には普通会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。

第4条 委員会は、欠員が6名以上生じた場合は、4週間以内に補充するものとし、その間に立候補の届出がないときは解散する。

第5条 委員会が解散せられたときは解散の日（解散した日を含む）から2週間以内に選挙を行わねばならない。

第6条 〔削除〕

第7条 委員に立候補しようとするものは選挙の公示のあった日から1週間以内にその旨を委員会に届出なければならない。

第8条 投票は2名連記無記名とする。

第9条 開票は学生大会議長及び副議長立会の下に行う。

第10条 当選者は40票以上得票者中より得票数の順序によって定める。得票数の同じときは抽籤による。

第11条 40票以上の得票者数が、定員に充たないとき補充選挙を行う。その要領は通常の選挙に準ずる。

第12条 委員に欠員を生じたときは第3条以下の規定に従って補充する。

第13条 この選挙規定は学生大会議長、副議長の選挙に準用する。

第14条 選挙に関するその他の細目は公職選挙法の趣旨による。

#### 第2章 委員会の構成

第15条 委員会は次の4部に分れ本会の会務の執行及び備品の管理を分担する。各部に部長を設ける場合、その者は緑会委員でなければならない。

1. 総務部（庶務、会計、学風振興）記録簿、収支簿、消耗品、委員室備品、各部施設の保存
2. 文化部（講演会、小集会、演習、見学、音楽会、映画会、書籍斡旋、出版、図書貸出・販売）記録簿、演習室の使用統制、法律相談所、読書室
3. 厚生部（下宿、内職の斡旋、体育、旅行）記録簿、器具
4. 国際担当部（法学部留学生、東京大学留学生の就学環境、生活環境の向上に必要と認められる事業、

緑会会員と留学生との親睦のために有益と認められる事業、広報活動）記録簿、国際担当収支簿、消耗品、備品

第16条 委員会は委員若干名の1週間当直により、委員室の鍵の管理、掃除、日常会務の執行援助、議題の整理を行う。

第17条 委員会が必要と認めた時は小委員会を設けることができる。但し委員の外の者の参加も妨げない。

### 第3章 会 計

第17条の2 各部款間の予算の流用は原則として認めない。但し緊急且つやむを得ざる場合は、委員会が評議員に諮問してこれを決定し、流用後最初に開かれた学生大会の承認を得なければならない。

予備費の使用は流用に準ずる。

第17条の3 会員の要求ある場合は会計簿を会員の閲覧に供しなければならない。

第18条 会則第36条による普通会员の会費は1名年額500円、特別会員の会費は300円とする。賛助会員は会費の納入に代え、相当の寄附をしなければならない。

### 第4章 規則の変更

第20条 本規則の変更を行うには学生大会の議決を必要とする。

## 4. 法学部名誉教授，元教授，教授，准教授及び 講師氏名一覧表

(2020年4月現在)

### 名 誉 教 授

氏 名	氏 名	氏 名
松 本 三 之 介	金 子 宏	鹽 野 宏
新 堂 幸 司	松 下 滿 雄	藤 倉 皓 一 郎
樋 口 陽 一	米 倉 明	石 井 崇 郎
三 谷 太 一 郎	芝 原 邦 爾	西 尾 勝
六 本 佳 平	青 山 善 充	柏 木 昇
菅 野 和 夫	佐々木 毅	高 橋 和 之
Paul H. Ch'en	伊 藤 眞	落 合 誠 一
江 頭 憲 治 郎	中 山 信 弘	碓 井 光 明
能 見 善 久	蒲 島 郁 夫	高 橋 宏 志
廣 瀬 久 和	小 早 川 光 郎	渡 辺 浩
奥 脇 直 也	馬 場 康 雄	北 岡 伸 一
森 田 朗	井 上 正 仁	北 村 一 郎
塩 川 伸 明	岩 原 紳 作	山 口 厚
内 田 貴	山 下 友 信	石 黒 一 憲
神 田 秀 樹	道 垣 内 正 人	長 谷 部 恭 男
樋 口 範 雄	木 庭 顕	中 田 裕 康



交 告 尚 史	日 比 野 勤	河 上 正 二
川 人 貞 史	柿 嶋 美 子	岩 澤 雄 司
宇 賀 克 也	岩 村 正 彦	太 田 勝 造
大 村 敦 志		
元 教 授		
FOOTE Daniel H.	西 川 洋 一	海 老 原 明 夫
井 上 達 夫	中 里 実	佐 伯 仁 志
道 垣 内 弘 人		

### 教 授 ・ 准 教 授

職 名	氏 名	専 攻
法 学 部 長 教 授	大 澤 裕	刑 事 法
教 授	唐 津 恵 一	企 業 法
”	藤 原 帰 一	国 際 政 治
”	高 田 裕 成	民 事 訴 訟 法
”	久 保 文 明	アメリカ政治外交史
”	大 串 和 雄	比 較 政 治
”	小 原 雅 博	現 代 日 本 外 交
”	高 原 明 生	現 代 東 ア ジ ア 政 治
”	大 淵 哲 也	知 的 財 産 法
”	飯 田 敬 輔	国 際 政 治 経 済
”	山 川 隆 一	労 働 法

教	授	平野温郎	アジアビジネス法
"		中谷和弘	国際法
"		森田修	民法
"		荒木尚志	労働法
"		伊藤洋一	ヨーロッパ共同体法
"		浅香吉幹	英米法
"		森田宏樹	民法
"		加藤淳子	政治原論
"		新田一郎	日本法制史
"		石川健治	憲法
"		松里公孝	現代ロシア政治
"		斎藤誠	地方自治法
"		松下淳一	民事訴訟法
"		神作裕之	商法
"		川出良枝	政治学史
"		増井良啓	租税法
"		白石忠志	経済法
"		沖野眞己	民法
"		藤田友敬	商法
"		田村善之	知的財産法
"		山本隆司	行政法
"		荻部直	アジア政治思想史
"		田口正樹	西洋法制史

教	授	川 出 敏 裕	刑 事 法
	”	城 山 英 明	行 政 学
	”	金 井 利 之	都 市 行 政 学
	”	畑 瑞 穂	民 事 手 続 法
	”	中 山 洋 平	比 較 政 治
	”	両 角 吉 晃	イ ス ラ ー ム 法
	”	森 肇 志	国 際 法
	”	松 原 健 太 郎	東 洋 法 制 史
	”	橋 爪 隆	刑 事 法
	”	谷 口 将 紀	現 代 日 本 政 治 論
	”	太 田 匡 彦	行 政 法
	”	源 河 達 史	ロ ー マ 法
	”	瀧 川 裕 英	法 哲 学
	”	寺 谷 広 司	国 際 法
	”	平 野 聡	ア ジ ア 政 治 外 交 史
	”	垣 内 秀 介	民 事 訴 訟 法
	”	五 百 旗 頭 薫	日 本 政 治 外 交 史
	”	菱 田 雄 郷	民 事 訴 訟 法
	”	穴 戸 常 寿	憲 法
	”	今 井 耕 介	現 代 政 治 分 析
	”	原 田 央	国 際 私 法
	”	和 田 俊 憲	刑 事 法
	”	ヴァント・カラ サイモン	経 済 法

教 授	松 井 智 子	商 法
"	米 村 滋 人	民 法
"	溜 箭 将 行	英 米 法
"	水 津 太 郎	民 法
"	加 藤 貴 仁	商 法
"	小 島 慎 司	憲 法
"	樋 口 亮 介	刑 事 法
"	後 藤 元	商 法
准 教 授	和 仁 陽	日 本 近 代 法 史
"	神 吉 知 郁 子	劳 働 法
"	飯 田 秀 総	商 法
"	境 家 史 郎	現 代 日 本 政 治
"	加 毛 明	民 法
"	前 田 健 太 郎	行 政 学
"	中 原 太 郎	民 法
"	神 山 弘 行	租 税 法
"	成 瀬 剛	刑 事 法
"	阿 部 裕 介	民 法

特 任 教 授   FOOTE Daniel H.

特 別 講 師   藤 原 健 太 郎

## 講 師（非常勤）

所 属	身 分	氏 名	担 当 科 目
法学政治学 研 究 科	客員教授	吉 田 貴 文	政 治 学 演 習
"	"	大 崎 貞 和	金 融 取 引 法 演 習
経済学研究科	教 授	榆 井 誠	経 済 学 基 礎
"	"	福 田 慎 一	金 融 論 I・II
"	"	藤 本 隆 宏	生 産 シ ス テ ム I・II
"	"	久 保 川 達 也	統 計 学 I・II
"	"	古 澤 泰 治	国 際 経 済 論 I
"	准教授	山 口 慎 太 郎	労 働 経 済 I・II
総合文化研究科	教 授	木 宮 正 史	特別講義 現代朝鮮半島の政治
"	"	遠 藤 貢	特別講義 現代アフリカの政治
社会科学研究所	教 授	NOBLE Gregory William	特別講義 Boom and Bust: the Political Economy of Development in East Asia
"	"	林 知 更	国 法 学
"	"	石 川 博 康	民 法 演 習
"	准教授	齋 藤 哲 志	フ ラ ン ス 法
"	"	藤 谷 武 史	法 と 経 済 学 法 租 税 法
"	"	飯 田 高	法 と 経 済 学 法 社 会 学
東洋文化研究所	教 授	高 見 澤 磨	中 国 法 演 習
"	"	松 田 康 博	ア ジ ア 政 治 外 交 史 演 習
"	准教授	佐 橋 亮	国 際 政 治 演 習

千葉大学	教授	岩瀬博太郎	特別講義 法医学
〃	准教授	佐伯昌彦	法社会学
横浜国立大学	教授	齋藤真哉	会計学
神戸大学	教授	渋谷謙次郎	ロシア・旧ソ連法
上智大学	教授	湯浅剛	特別講義 中央アジアの政治
中央大学	教授	國枝繁樹	財政学
青山学院大学	准教授	林載桓	政治学演習
津田塾大学	教授	網谷龍介	比較政治Ⅲ
成蹊大学	教授	板橋拓己	国際政治史
専修大学	准教授	大西楠・テア	ドイツ法
武蔵野大学	准教授	田中茉莉子	金融論Ⅱ
北京大学	副教授	朱大明	金融取引法演習
ウェストバージニア大学	准教授	西岡修一郎	国際経済論Ⅱ
		岩村正彦	社会保障法
長島・大野・常松法律事務所	弁護士	南繁樹	法と経済学
〃	〃	水野大	金融法演習
〃	〃	下田祥史	民法基礎演習
〃	〃	大川友宏	民法基礎演習
TMI総合法律事務所	弁護士	辻岡将基	民法基礎演習
西村あさひ法律事務所	弁護士	沼田知之	民法基礎演習
〃	〃	中山達也	民法基礎演習

森・濱田松本法律事務所 弁護士 小 島 冬 樹 民 法 基 礎 演 習

アンダーソン・毛利・友常  
法 律 事 務 所 弁護士 松 本 拓 民 法 基 礎 演 習

## 2020(令和2)年度 2年次S Semester 専門科目時間表

法 学 部

	8:30～10:15	10:25～12:10	13:00～14:45	14:55～16:40	16:50～18:35
月		憲法 小島		法社会学 飯田(高)・佐伯(昌)	
火			民法第1部 阿部		
水		刑法第1部 和田			
木					
金			法社会学 飯田(高)・佐伯(昌)		



## 2020(令和2)年度 2年次Aセメスター専門科目時間表

法 学 部

	8:30～10:15	10:25～12:10	13:00～14:45	14:55～16:40	16:50～18:35
月	国際法第1部 寺谷	憲法 小島		経済学基礎 楡井	刑法第1部 和田
火	統計学Ⅰ・Ⅱ 久保川	統計学Ⅰ・Ⅱ 久保川	政治学 加藤(淳)	ヨーロッパ政治史 中山	
水		国際政治 藤原			
木	憲法 小島	国際法第1部 寺谷		経済学基礎 楡井	
金	民法第1部 阿部	ヨーロッパ政治史 中山	政治学 加藤(淳)	国際政治 藤原	日本近代法史 和仁

2020(令和2)年度 法学部Sセメスター授業時間表

(2020. 4~2020. 8)

	1限 (8:30~10:15)	2限 (10:25~12:10)	3限 (13:00~14:45)	4限 (14:55~16:40)	5限 (16:50~18:35)
月	③ 日本法制史 新田 26 ④※ 国際ビジネス法 ●外 唐津・平野(温) 22 ④※※ 特別講義 中央アジアの政治 湯浅 21	③◎ 日本政治 境家 25 ④ 民事訴訟法第2部 畑 21 ④ 政治学史 川出(良) 22 ④◎ 国際経済論 I・II 古澤・西岡 経	④ 民法第4部 森田(宏) 21 ④※※ 特別講義 現代アフリカの政治 遠藤 22 ④ 東洋法制史 松原 26	③ 刑法第2部 樋口 25 ④ 比較法原論 浅香 22 ④※※ 特別講義 現代中国の政治 高原 21 小島 A6 ※ 前田 B5	④※ 社会保障法 岩村 21 ※ 高原 B1 ※ 城山 B2 ※◆ 浅香・唐津・溜箭■404 ※ 谷口・吉田 19 ※ 齋藤(誠) A1 ※◆ 阿部 ■303 ※ 川出 A2 高見澤 東文研会議室
	③◎ 日本政治外交史 五百旗頭 25 ④◎ 商法第3部 飯田(秀) 22 ④ ドイツ法 大西 21	③◎ 民法第2部 沖野 25 ④※※ 特別講義 現代朝鮮半島の政治 木宮 22	③ 国際法第2部 森 25 ④ 消費者法 加毛 21 ④※※ 特別講義 国際政治経済論 飯田(敬) 26 ④ 財政学 國枝 22 ④◎ 金融論 I・II 福田・田中 経	③◎ 行政法第1部 太田 25 ④ 国際私法 原田 26 ④※※ 特別講義 現代ラテンアメリカの政治 大串 21 ④ 財政学 國枝 22 唐津 B1 ※◆ 神山 ■404 ※ 伊藤 A2	※ (通)久保 Y2 ※ 松原 A5 中谷 19 橋爪 A1 荒木 B2 ◆ 菱田 B4 ※ 新田 A6 ※ 阿部 ■303 ※ 松里 A3 ※◆ 後藤 B5 ※◆ 藤田 ■303
水	③◎ 日本政治 境家 25 ④ 民事訴訟法第2部 畑 21 ※◆ 水津 ■303	③ 刑法第2部 樋口 25 ④ 英米法 溜箭 21 ④ 政治学史 川出(良) 22 ※◆ 垣内 ■304	③ 日本法制史 新田 26 ④ 租税法 藤谷 22 ④ 国際政治史 板橋 21 ※◆ 神吉 ■303 ※ 松田 東文研会議室	③◎ 商法第1部 藤田 25 ④※※ 特別講義 医事法 米村 22 ④ 国際政治史 板橋 21 ※ (通)金井 Y2(～5限)	※ 藤原(帰) A4 ◆ 垣内 B1 ※ 小原 19 中央 A1 平野(温)・フット 27 ※ 瀧川 A6 ※ 苅部 B6 ※◆ 米村 B2
	③◎ 行政法第1部 太田 25 ④※※ 特別講義 国際紛争研究 ●外 藤原 26	③ 会計学 齋藤(真) 22 ④ 民法第4部 森田(宏) 21 ④※※ 特別講義 都市行政学 金井 26 ④◎ 国際経済論 I・II 古澤・西岡 経 ※◆ 成瀬 ■304	③ 民法基礎演習 中山(達) 22 ③ 民法基礎演習 松本 26 ③ 民法基礎演習 小島(冬) 27 ④ ドイツ法 大西 21 ※◆ 浅香・唐津・溜箭■404	③ 民法基礎演習 沼田 21 ③ 民法基礎演習 辻岡 22 ③ 民法基礎演習 大川 26 ③ 民法基礎演習 下田 27 ※◆ 浅香・唐津・溜箭■404 藤原(健) B1	※ 水野 A6 ※◆ 石川(健) A2
金	③◎ 民法第2部 沖野 25	③◎ 日本政治外交史 五百旗頭 25 ④◎ 商法第3部 飯田(秀) 22 ④ 英米法 溜箭 21	③ 国際法第2部 森 25 ④ 租税法 藤谷 22 ④※※ 比較政治 II 大串 21 ※◆ 平野(温) 27	③◎ 商法第1部 藤田 25 ④ 国際私法 原田 26 ④※※ 特別講義 現代日本政治 谷口 22 ④◎ 金融論 I・II 福田・田中 経 ※ 両角 A2 五百旗頭 B3(～5限)	☆ 高原 公共0414B ※ 谷口 19 大澤 A1 ◆ 樋口 ■304 ※ 和仁 B6

備考 1. ③・④は科目の配置学年を示す。◎印は経済学部、※印は総合法政専攻、◆は法曹養成専攻、☆印は公共政策大学院との合併科目を示す。  
 2. 次の特別講義の開講日は別途掲示する。 ④※Japan in Today's World(藤原)、④※ Quantitative Social Science(今井)  
 3. ■印は、総合教育棟の教室を示す。  
 4. 点線の下段は、演習を示す。  
 5. 教員名の前にある(通)は、通年で開講することを示す。

○集中開講の演習  
 日程・申し込み方法は別途掲示する  
 ・唐津(グローバル・ビジネスロー・サマープログラム)  
 ・田村他(東アジア知的財産法)

2020(令和2)年度 法学部Aセメスター授業時間表

(2020. 9~2021. 1)

	1限 (8:30~10:15)	2限 (10:25~12:10)	3限 (13:00~14:45)	4限 (14:55~16:40)	5限 (16:50~18:35)
月	③ 行政学 前田 25	③◎ 商法第2部 加藤(貴) 25	③ 民法第3部 水津 25	④◎※ 経済法 ●外 ヲランドゥワラ 27	※◆☆ 石川(健) 公共E
	④ 知的財産法 大淵 22	④ 中国法 高見澤 26	④ アジア政治外交史 平野(聡) 22	④ 比較政治 I 松里 22	※ 増井 A1 ※◆山本 ■303
	④ 法哲学 瀧川 21	④※※ 特別講義 国際行政論 城山 22	④ フランス法 齋藤(哲) 26	④※ イスラム法 両角 21	※ 沖野 B1 ※◆平野(聡) A6
	③◎ 労働経済 I (A1ターム) 山口 経	※◆松井 ■303	③◎ 労働経済 II (A2ターム) 山口 経	※☆ 谷口・吉田 19	※◆菱田 B2
		④◎ 生産システム I・II 藤本 経			
火	③ 現代政治理論 川出(良) 21	③ 民事訴訟法第1部 垣内 25	③◎ 労働法 荒木 25	③ 行政法第2部 太田 25	※☆ (通)久保 Y2 森(肇) B2
	④※ 特別講義 情報社会と法 穴戸 22	④☆ 特別講義 法医学 岩瀬 21	④ 国法学 林 21	④※ 特別講義 金融商品取引法 神作・三井 21	※☆ 松里 A1 ※◆寺谷 19
	③ 西洋法制史 田口 26	④※※ 特別講義 Boom and Bust ●外 ノーブル 22	④ 日本政治思想史 苅部 22	④※※ 特別講義 現代アメリカの政治 久保 22	※☆ 白石 ■305 ※◆溜箭 B4
			※◆田口 ■304 中原 A1	※☆ 飯田(敬) B1 ※ 田村 B3	※☆ 金井 Y505 ※和仁 B6
			森田(修) A2 ※◆☆神山 ■303	畑 A3 境家 A6	太田 A4 ※(A1)松田 駒場
水	③ 民法第3部 水津 25	③ 行政学 前田 25	③ アメリカ政治外交史 久保 21	③ 刑事訴訟法 成瀬 25	平野(温)・フット 27 ※☆大崎・朱 Y505
	④ 比較政治 I 松里 22	④※※ アジア・ビジネス法 平野(温) 22	④※ ローマ法 源河 26	④※ 法と経済学 飯田(高)・藤谷・南 22	※ 加藤(淳) A3 ※◆石川(博) ■304
	④ 民事訴訟法第3部 松下 21	④ 法哲学 瀧川 21	④ 知的財産法 大淵 22	④※※ 特別講義 金融法 加藤・三井 21	※◆川出(敏) B2
		※◆齋藤(哲) A2		④※※ 特別講義 Politics and Public Policy ●外 前田 26	※◆原田 ■303
			※☆ (通)金井 Y2(~5限) ※◆☆ 米村 A2		
			※◆大淵 A1 ※☆ 飯田(敬) B1(~5限)	※ 神吉 B6	
木	③◎ 労働法 荒木 25	③◎ 商法第2部 加藤(貴) 25	④※※ 特 Introduction to Japanese law ●外 フット 22	※☆ 林(載) 19	※ 佐橋 東文研
	④ アジア政治外交史 平野(聡) 22		④※※ 比較政治III 網谷 21	藤原(健) B1	齋藤(宙) A2
	④ フランス法 齋藤(哲) 26		③◎ 労働経済 II (A2ターム) 山口 経		
	③◎ 労働経済 I (A1ターム) 山口 経	※◆成瀬 ■304 柳 A6	④◎ 生産システム I・II 藤本 経		
金	③ 民事訴訟法第1部 垣内 25	③ アメリカ政治外交史 久保 21	③ 刑事訴訟法 成瀬 25	③ 行政法第2部 太田 25	山川 A1 ※☆中山 A2
	④※ 特別講義 中世学識法史 源河 22	③ 西洋法制史 田口 26	④ 国法学 林 21	④※※ 特別講義 現代日本外交 ●外 小原 22	※ 浅香 B1 ◆樋口 ■304
		④◎※ 経済法 ●外 ヲランドゥワラ 27	④ 日本政治思想史 苅部 22	④ ロシア・旧ソ連法 洪谷 26	※ 神作 Y2 ※(A1)松田 駒場
	※◆平野(温) 27		④ ロシア・旧ソ連法 洪谷 26		
			※◆ ヲランドゥワラ ■303		

- 備考 1. ③・④は科目の配置学年を示す。◎印は経済学部、※印は総合法政専攻、◆は法書養成専攻、☆印は公共政策大学院との合併科目を示す。  
 2. ロシア・旧ソ連法は、隔週開講。開講日は別途掲示する。  
 3. ■印は、総合教育棟の教室を示す。  
 4. 点線の下段は、演習を示す。  
 5. 教員名の前にある(通)は、通年で開講することを示す。

2020年度 S Semester 演習一覧表

時間割 コード	題 目	科目名	資 格 要 件	募集 人員	単 位	合併			教 員	備 考	他学部	使用 言語	外国語科 目	曜 日	時 限	演習室
						総 合 法 政	公 共 政 策	法 曹 養 成								
0120001S	企業法務	商法演習		15名	2	無	無	無	唐津 教授		可			火	4	B1
0120002S	グローバル・ビジネスロー・サ マープログラム	経済法演習			2	有	無	有	唐津 教授	夏季集中		英	○	集中		
0120003S	地域紛争と平和構築	国際政治演習		10名	2	有	有	無	藤原(帰) 教授		可		○	水	5	A4
0120004S	アメリカ政党政治の変容	アメリカ政治外交史演習	英語文献を読む意欲を持つもの	15名 前後	4	有	有	無	久保 教授	通年開講	可	日英	○	火	5	Y2
0120005S	現代外交実践講座	国際政治演習		25名 以下	2	有	有	無	小原 教授		可			水	5	19
0120006S	Japan's Modernization Experience and Its ODA Policy	国際政治演習			2	無	有	無	高原 教授					金	5	公共0414B
0120007S	現代中国の政治と外交	国際政治演習		20名 程度	2	有	無	無	高原 教授		可		○	月	5	B1
0120012S	交渉と案件形成・紛争解決 1	現代法過程論演習	必須ではないが、契約法、会社法について 基本的な知識があることが望ましい（並行 して履修中也可）。 英会話が得意な学生も大いに歓迎する。	20名	2	無	無	無	平野(温) フット 教授 特任教授		可	日英		水	5	27
0120014S	Asian Business Law Seminar 1 /アジアのコモンロー系国にお ける主要ビジネス法概観（分野 別）	商法演習	日本の民商法の基礎知識がある程度あるこ と（並行して履修中也可）	15名	2	有	無	有	平野(温) 教授		可	英	○	金	3	27
0120016S	外交と国際法	国際法演習		30-40 名	2	無	無	無	中谷 教授				○	火	5	19
0120018S	最新重要判例演習	労働法演習		約20名	2	無	無	無	荒木 教授					火	5	B2
0120019S	ヨーロッパ法と国内法	ヨーロッパ法演習	フランス語が読めること	7名 程度	2	有	有	有	伊藤 教授				○	火	4	A2
0120020S	現代アメリカ法	英米法演習		10名 程度	2	有	無	有	浅香 唐津 瀧原 教授		可	英	○	月 木 木	5 3 4	404
0120023S	日本法制史史料研究	日本法制史演習		若干名	2	有	無	無	新田 教授		可			火	5	A6
0120095S	公権論を読む	国法学演習	詳細はUTASを参照のこと		2	有	無	有	石川(健) 教授					木	5	A2
0120025S	準大統領制の研究	比較政治演習		15名	2	有	有	無	松里 教授		可	日英	○	火	5	A3
0120027S	最新地方自治判例の研究	行政法演習		10~12 名	2	有	有	無	齋藤(誠) 教授					月	5	A1
0120029S	政治学史原典講読	政治学史演習		15名 程度	2	有	無	無	川出(良) 教授		可		○	月	5	A2
0120032S	刑事訴訟法の基本問題	刑事訴訟法演習	刑事訴訟法の授業を履修済みであること	12名	2	無	無	無	大澤 教授					金	5	A1
0120034S	会社法の研究	商法演習		10名 程度	2	有	無	有	藤田 教授					火	5	303
0120036S	東アジア知的財産法	知的財産法演習		なし	2	有	無	有	田村 李 張 丁 韓 教授 講師 講師 講師 講師	夏季集中				集中 7/27~29日に実施		
0120038S	日本政治思想史料会誌	日本政治思想史演習		若干名	2	有	有	無	苅部 教授		可			水	5	B6
0120040S	科学技術と政治・行政	行政学演習		10名 程度	2	有	有	無	城山 教授		可	日英		月	5	B2
0120041S	川口市政研究（川口市都市計画 その2）	都市行政学演習		10名	4	有	有	無	金井 教授	通年開講	可			水	4、5	Y2
0120045S	イスラーム法文献講読	イスラーム法演習	英語が読めること	約10名	2	有	無	無	両角 教授				○	金	4	A2
0120047S	Law and Society in East Asia	東洋法制史演習		若干名	2	有	有	無	松原 教授		可	英	○	火	5	A5
0120048S	刑法の重要論点	刑法演習		20名	2	無	無	無	橋爪 教授					火	5	A1
0120049S	現代日本政治文献講読	政治学演習		12名	2	有	有	無	谷口 教授				○	金	5	19
0120050S	政治とマスメディア演習 I	政治学演習		約15名	2	有	有	無	谷口 吉田 教授 客員教授					月	5	19
0120055S	判決手続の理論的諸課題	民事訴訟法演習	民事訴訟法第1部を履修済みであることが 望ましい	10名 程度	2	無	無	有	埴内 教授					水	5	B1
0120056S	ドイツ民事訴訟法文献講読	民事訴訟法演習	ドイツ語を読む意欲があること	若干名	2	有	無	有	埴内 教授		可		○	水	2	304
0120057S	回顧録に見る現代日本外交の形 成	日本政治外交史演習		10名	2	無	無	無	五百旗頭 教授		可			金	4、5	B3
0120058S	裁判手続のIT化	民事訴訟法演習	判決手続を一通り学んでいること（自習で よい）	12名	2	無	無	有	菱田 教授					火	5	B4
0120060S	憲法判例演習	憲法演習	憲法を受講していること	10名 程度	2	無	無	無	尖戸 教授					水	5	A1
0120063S	情報と民法	民法演習		10名	2	有	無	有	米村 教授		可			水	5	B2

2020年度 Sセメスター演習一覧表

0120065S	憲法の基本問題	憲法演習	憲法を履修していること。	10名	2	無	無	無	小島	教授					月	4	A6
0120066S	共犯論の諸問題	刑法演習		15名	2	無	無	有	樋口	教授					金	5	304
0120068S	会社法研究	商法演習	商法第1部を履修済みか履修中であること	10名前後	2	有	無	有	後藤	教授			○		火	5	B5
0120069S	ドイツ法文献講読	民法演習		15名	2	有	無	有	水津	教授			○		水	1	303
0120073S	現代法哲学の基本問題(1)	法哲学演習		15名程度	2	有	無	無	瀧川	教授		可		○	水	5	A6
0120074S	日欧近代法史の諸問題	日本近代法史演習		10名	2	有	無	無	和仁	准教授		可			金	5	B6
0120076S	国家と公共性	行政学演習		10名	2	有	無	無	前田	准教授					月	4	B5
0120078S	少年司法と刑事司法の間	刑事訴訟法演習	刑事訴訟法を履修済みであること	約20名	2	有	無	有	成瀬	准教授					木	2	304
0120080S	不動産所有法改正の行方	民法演習		20名程度	2	有	無	有	阿部	准教授					月	5	303
0120081S	イギリス労働法研究	労働法演習		15名	2	有	無	有	神吉	准教授			○		水	3	303
0120084S	租税法の経済分析	租税法演習		10名程度	2	有	有	有	神山	准教授			日英	○	火	4	404
0120087S	中華人民共和民法制定と日本語訳	中国法演習	中国語学習歴があること	15名	2	無	無	無	高見澤	講師		可		○	月	5	東洋文化研究所3階第二会議室
0120088S	信託法に関する実務上の諸問題	金融法演習		15名程度	2	有	有	無	水野	講師		可			木	5	A6
0120096S	近現代中国政治外交史	アジア政治外交史演習	中国語文献を読めること	15名程度	2	有	無	無	松田	講師		可			水	3	東洋文化研究所3階第二会議室
0120097S	国際課税の英語文献を読む(1)	租税法演習		10名	2	無	無	無	藤原(健)	特別講師			○		木	4	B1

2020年度 Aセメスター演習一覧表

時間割 コード	題 目	科目名	資 格 要 件	募集 人員	単 位	合併			教 員	備 考	他学部	使用 言語	外国語 科目	曜 日	時 限	演 習 室	
						総合 法政	公共 政策	法曹 養成									
012004S	アメリカ政党政治の変容	アメリカ政治外交史演習	英語文献を読む意欲を持つもの	15名 前後	4	有	有	無	久保	教授	通年開講	可	日英	○	火	5	Y2
012008S	知的財産法重要判例研究	知的財産法演習	知的財産法の講義を受講済み、または受講 予定の者	10名 程度	2	有	有	有	大淵	教授					水	4	A1
012009S	国際政治経済の諸問題	国際政治演習	英語が読めること	10名	2	有	有	無	飯田(敬)	教授		可		○	火	4	B1
012010S	Japanese Foreign Economic Policy	国際政治演習	High English proficiency	若干名	4	無	有	無	飯田(敬)	教授		可	英	○	水	4、5	B1
012011S	労働法の諸問題	労働法演習		10名 程度	2	無	無	無	山川	教授					金	5	A1
012013S	交渉と案件形成・紛争解決2	現代法過程論演習	Sセメスターの1を履修していることを原則 とするが、未履修でも許可する場合があ る。	15名	2	無	無	無	平野(温) フット	教授 特任教授		可	日英		水	5	27
012015S	Asian Business Law Seminar 2 アジアの大陸法系国における 主要ビジネス法の研究	商法演習	日本の民商法の基礎知識がある程度あるこ と(並行して履修中でも可)	15名	2	有	無	有	平野(温)	教授		可	英	○	金	1	27
012017S	民法判例研究	民法演習		12名	2	無	無	無	森田(修)	教授					火	4	A2
012021S	アメリカ陪審制の研究	英米法演習		10名 程度	2	有	無	無	淺香	教授		可		○	金	5	B1
012022S	政治学の方法と実証	政治学演習			2	有	無	無	加藤(洋)	教授		可			水	5	A3
012024S	憲法判例を読む	憲法演習	詳細はUTASを参照のこと		2	有	有	有	石川(健)	教授					月	5	公共演習室E
012026S	ロシア帝国の辺境統治	ロシア・旧ソ連史演習		15名	2	有	有	無	松里	教授		可	日英	○	火	5	A1
012028S	改正会社法の研究	商法演習		12名 程度	2	有	無	無	神作	教授					金	5	Y2
012030S	AIと税制(3)	租税法演習		10名 程度	2	有	無	無	増井	教授		可		○	月	5	A1
012031S	競争法の先端	経済法演習		8-10名 程度	2	有	無	無	白石	教授				○	火	5	305
012033S	信託法文献講読	民法演習		10名	2	有	無	無	沖野	教授		可		○	月	5	B1
012035S	知的財産法演習	知的財産法演習	学部講義知的財産法を履修中か履修済みで あること	10名	2	有	無	無	田村	教授					火	4	B3
012037S	行政法演習	行政法演習	行政法第1部を履修済であること	約10名	2	有	無	有	山本	教授		可			月	5	303
012039S	少年法問題研究	刑事学演習	刑事訴訟法を聴講済みであること	約10名	2	有	無	有	川出(敏)	教授					水	5	B2
012041S	川口市政研究(川口市都市計画 その2)	都市行政学演習		10名	4	有	有	無	金井	教授	通年開講	可			水	4、5	Y2
012042S	自治体行政調査	都市行政学演習		10名	2	有	有	無	金井	教授		可			火	5	Y505
012043S	民事訴訟法の諸問題	民事訴訟法演習	民事訴訟法(判決手続部分)を履修済みの 者	10名 程度	2	無	無	無	畑	教授					火	5	A3
012044S	西ヨーロッパ比較政治(史)文 献講読	ヨーロッパ政治史演習	ヨーロッパ政治史を聴講済みで、英語文献 を読む意欲のあること。	10名	2	有	有	無	中山	教授		可		○	金	5	A2
012046S	国際法判例演習	国際法演習	国際法第1部、第2部(またはそれに相当す るもの)を受講済みであること(単位取得 は要件としない)。	12名 程度	2	無	無	無	森	教授		可		○	火	5	B2
012051S	政治とマスメディア演習Ⅱ	政治学演習		約15名	2	有	有	無	谷口 吉田	教授 客員教授					月	4	19
012052S	行政法判例研究	行政法演習	行政法第1部聴講済み	10名 程度	2	無	無	無	太田	教授					火	5	A4
012053S	国際人権法の諸問題	国際法演習	国際法を履修済若しくは履修中の者、又は それに相応する者	10名 程度	2	無	無	無	寺谷	教授		可		○	火	5	19
012054S	東アジア政治史の諸問題	アジア政治外交史演習		10名 程度	2	無	無	無	平野(聡)	教授		可			月	5	A6
012059S	民事訴訟法重要問題研究	民事訴訟法演習	判決手続を一通り学んでいること(自習で よい)	12名	2	無	無	無	菱田	教授					月	5	B2
012061S	ドイツ語文献講読	国際私法演習	ドイツ語を読む意欲のある者	若干名	2	有	無	有	原田	教授				○	水	5	303
012062S	EU competition law	経済法演習	英語が読めること、英語による議論に参加 できること	10名	2	有	無	有	ゲandt'ウラ	教授			英	○	金	4	303
012064S	医事法発展演習	医事法演習		5名	2	有	有	有	米村	教授		可			水	4	A2
012067S	違法・責任論の諸問題	刑法演習		15名	2	無	無	有	樋口	教授					金	5	304
012070S	信託法・信託法の比較研究	英米法演習		20名	2	有	有	有	溜筋	教授		可			火	5	B4
012071S	会社法と実務の研究	商法演習	会社法が既習であること	8名	2	有	無	有	松井	教授					月	2	303
012072S	ドイツ法史の基本問題	西洋法制史演習		15名	2	有	無	有	田口	教授				○	火	3	304
012075S	日欧近代法史の諸問題	日本近代法史演習		10名	2	有	無	無	和仁	准教授		可			火	5	B6

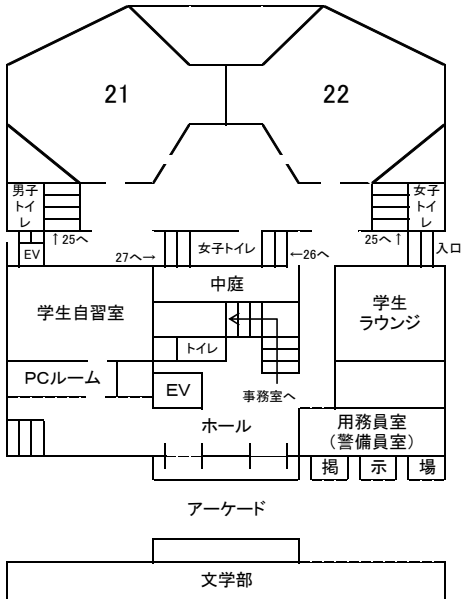
2020年度 Aセメスター演習一覧表

0120077S	改正民法の重要問題	民法演習		12名	2	無	無	無	中原	准教授					火	3	A1
0120079S	デジタル時代の捜査とプライバシー	刑事訴訟法演習	刑事訴訟法を履修済み又は履修中であること	約20名	2	有	無	有	成瀬	准教授			○	木	2	304	
0120082S	労働法判例研究	労働法演習		15名	2	有	無	無	神吉	准教授				水	4	B6	
0120083S	戦後政治と世論	政治過程論演習		15名前後	2	無	無	無	境家	准教授				火	5	A6	
0120085S	世代間衡平と租税法	租税法演習		10名程度	2	有	有	有	神山	准教授		日英	○	火	4	303	
0120086S	金融商品取引法の諸問題	金融法演習		12名	2	有	有	無	大崎朱	客員教授 客員准教授	可			水	5	Y505	
0120089S	台湾現代史	アジア政治外交史演習		15名程度	2	有	無	無	松田	講師	A1ターム開講	可		火金	5 5	駒場	
0120090S	フランス法基礎文献講読	フランス法演習	フランス語を読む能力があること	5名	2	有	無	有	齋藤(哲)	講師		可		水	2	A2	
0120091S	契約法基礎文献講読	民法演習		若干名	2	有	無	有	石川(博)	講師		可	○	水	5	304	
0120094S	米中関係と国際秩序	国際政治演習		10名	2	有	無	無	佐橋	講師		可		木	5	東文研	
0120092S	Contemporary Chinese Politics and Diplomacy	アジア政治外交史演習			2	有	有	無	林	講師		可	英	○	木	4	19
0120098S	国際課税の英語文献を読む(2)	租税法演習		10名	2	無	無	無	藤原(健)	特別講師			○	木	4	B1	
0120099S	法と社会の実証研究	法社会学演習		10名程度	2	無	無	無	齋藤(宙)	特任講師		日英	○	木	5	A2	
0120100S	日本政治思想史史料会読	日本政治思想史演習			2	無	無	無	柳	特任講師			○	木	2	A6	

# 法学部教室案内

1階

法文1号館

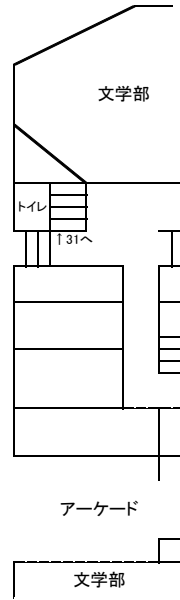


法文2号館

↑  
安田講堂  
(大講堂)

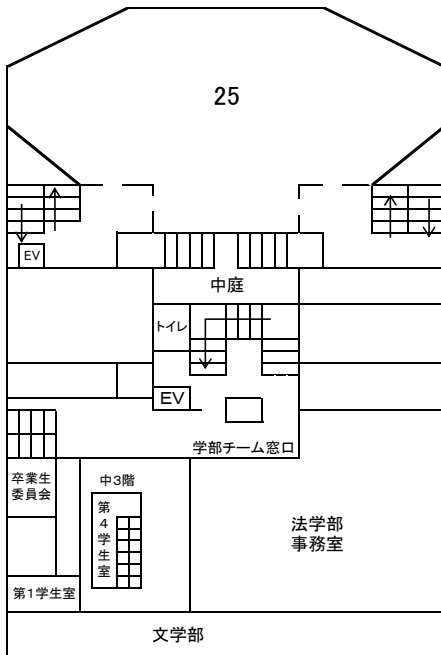
銀  
杏  
並  
木

正門  
↓

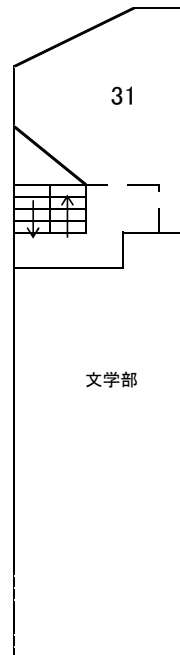


2階

法文1号館



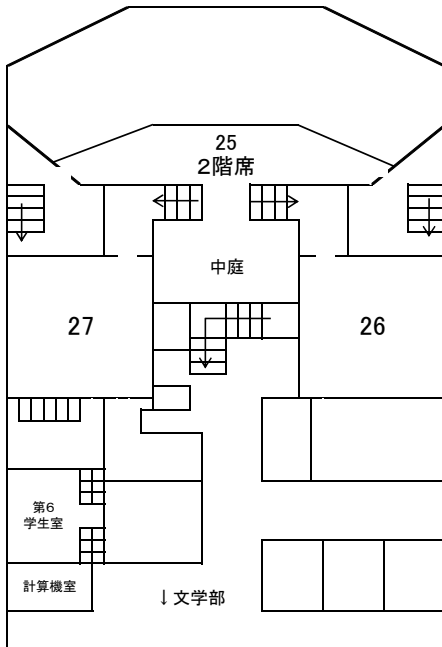
法文2号館



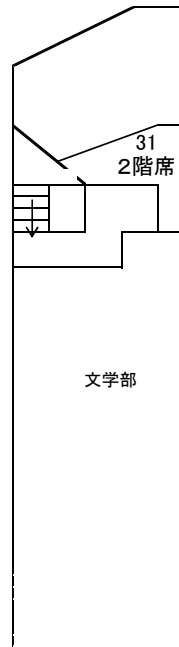


3階

法文1号館

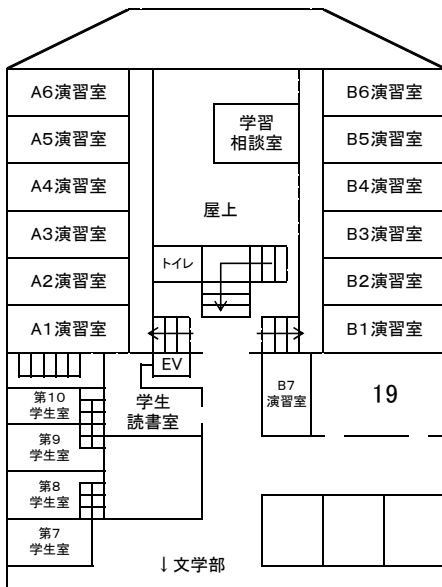


法文2号館



4階

法文1号館





## 法学部電話番号一覧

※ ダイヤルイン：局番“5841”と下記内線番号下4桁をダイヤル。

### 法学部事務室

法 学 部 長 室	内線	2 3 1 0 0
事 務 長 室	内線	2 3 1 0 1
副 事 務 長	内線	2 3 1 0 2
上 席 係 長 ( 学 務 )	内線	2 3 1 1 2
庶 務 係 長	内線	2 3 1 0 3 ・ 2 3 1 0 4 ・ 2 3 1 0 5
会 計 係 長	内線	2 3 1 0 6 ・ 2 3 1 0 7
学 部 係 長	内線	2 3 1 0 8 ・ 2 3 1 0 9
大 学 院 係 長	内線	2 3 1 1 0 ・ 2 3 1 1 1
留 学 生 担 当	内線	2 3 1 2 4
用 務 員 室	内線	2 3 1 1 7

### 法学部研究室

図 書 閱 覧 係 長 室 内線 2 3 1 3 7

近代日本法政史料センター 内線 2 3 1 7 1  
( 明 治 新 聞 雑 誌 文 庫 )

### 学習相談室

内線 2 3 1 2 1

### 総合研究棟

受 付 内線 2 3 1 2 5

\*

\*

\*

[注] 火事・救急車は 外線 1 1 9  
警 察 は 外線 1 1 0  
上記にかけた場合は直ちに安田講堂警備室ダイヤルイン  
5 8 4 1 - 4 9 1 9 または内線 1 1 9 に連絡のこと。